

平成 25 年度政策評価書

平成 26 年 6 月

財 務 省

総合目標5：我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援等(成長戦略)も推進する

上記目標の概要

経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、急速な成長を遂げているアジア地域において、環境やインフラ分野等で我が国の固有の強みを生かすこと等により、アジア全体の活力ある発展をさらに着実なものとしつつ、日本企業の海外展開支援等も推進することで、アジア等の成長を日本の成長に結実させていきます。

(上記目標を達成するための施策)

(総5－1)世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

(総5－2)国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組

目標達成状況

A 相当程度進展あり

評価結果

評価の理由

(世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組)

世界経済の持続的発展及び国際金融システムの安定に関しては、G20やG7等における国際的な議論・取組に積極的に参画しています。たとえば、G20としての「包括的な成長戦略」策定の取組において、現在進行中である日本の成長戦略の取組を具体的に説明・発信することを通じて、G20としての成長戦略の策定作業に大きく貢献しています。

アジアにおける地域金融協力の強化については、チェンマイ・イニシアティブ(CMIM)の強化、域内の経済監視を行う常設機関であるASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス(AMRO)の組織強化、アジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)を推進しました。また、二国間金融協力に関しては、二国間通貨スワップについて、インドネシア及びインドとの間で拡充契約を締結し、フィリピン及びシンガポールとの間で拡充・再締結に向けて基本合意したほか、現地通貨建て資金供給の促進に貢献する等、地域金融協力の強化に取り組みしました。

途上国支援に関しては、平成25年4月に「円借款の戦略的活用のための改善策」を公表し、これに基づいて様々な改善を実施したほか、国際開発金融機関(MDBs)を通じた支援に関して、我が国は主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、これらの機関と連携して支援を行っています。

アジア経済の発展と日本企業の海外展開支援に関しては、日本企業の海外展開をファイナンス面から支援するため、STEP(本邦技術活用条件)制度案件の推進を含む、円借款の一層の積極的な活用を図っています。また、平成25年3月末で期限を迎えたJBICの「円高対応緊急ファシリティ」を発展的に改編し、日本企業の海外展開支援をより一層推進する観点から、支援の対象分野を拡大した「海外展開支援融資ファシリティ」を平成25年4月から開始しました。

以上のとおり、世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組については、「相当程度進展あり」と考えられます。

評価理由	(国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組) 国際貿易の秩序ある発展に向けては、WTOを中心とする多角的貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進しています。 WTOに関しては、ドーハ・ラウンドにおける貿易円滑化交渉に我が国の首席交渉官として取り組み、平成25年12月の第9回WTO閣僚会議における同交渉の妥結に貢献しました。 経済連携に関しては、政府全体としてTPP（環太平洋パートナーシップ）、RCEP（東アジア広域経済連携）及び日EU・EPA等の多数の経済連携交渉に取り組む中で、財務省所管物品等の関税交渉及び関税関係法令等の当省が所管する制度の議論等を通じて交渉の進展に貢献しました。 以上のとおり、国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組については、「相当程度進展あり」と考えられます。 このように、世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定に向けた取組、アジアにおける地域金融協力の強化、途上国支援、日本企業の海外支援や国際貿易の秩序ある発展等の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展がありました。今後も引き続きこれらの取組を進めていく必要があることから、「A 相当程度進展あり」と評価しました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) G20等の国際的な枠組みへの参画は、我が国経済の健全な発展を実現するために、重要な意義のある取組であり、上記達成状況の判断理由に鑑みても、目標自体について問題はなく、引き続き取り組んでいくべきものと考えています。 G20声明等に示されているとおり、我が国を含む国際社会の協調が世界経済及び金融の安定の回復に貢献しています。また、アジアにおける地域金融協力の強化や途上国支援等にも積極的に貢献しています。更に、WTO及び経済連携に関する取り組みは、国際的な貿易・投資を促進することにより、我が国及び世界経済の成長に貢献するものです。これらは目標の達成に大きく寄与していると言えます。 また、財務省単独で解決することが困難な政策課題に関して、G20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。
評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 今後とも、G20、G7等における取組に積極的に参画し、またIMFのガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献します。 ASEAN+3の枠組みや二国間金融協力を通じ、アジア地域金融協力を推進していきます。 ODAに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。 MDBsに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させていきます。

評価結果の反映	日本企業の海外展開支援は、「日本再興戦略」においても重要な柱の一つとされており、財務省は関係省庁と連携しつつ、「海外展開支援出資ファシリティ」と「海外展開支援融資ファシリティ」を車の両輪として推進していきます。また、経協インフラ戦略会議の議論にも参加し、円借款のSTEP制度やJBICの融資等の枠組みの活用を通じて、ファイナンス面から支援していきます。 国際貿易に関する取組については、WTOを中心とする多角的貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進していきます。		
財務省政策評価懇談会における意見			
政策の目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第183回国会 総理大臣所信表明演説（平成25年1月28日） 第183回国会 総理大臣施政方針演説（平成25年2月28日） 第183回国会 財務大臣財政演説（平成25年2月4日、平成25年2月28日） 日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定）		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	世界経済の状況：World Economic Outlook 2014年4月（IMF）		
平成24年度政策評価結果の政策への反映状況	G20、G7等の枠組みに積極的に参画し、世界経済の持続的発展等に向けた諸問題への取組を行い、また日本の情勢や考え方への各国の理解が高まるよう努めました。 アジア地域金融協力については、ASEAN+3の枠組みにおいてCMIMの強化、AMROの更なる組織強化及びABMIを推進するとともに、二国間金融協力にも取り組みました。 MDBsに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させ、我が国の開発援助にMDBsの専門的知見や人材を活用しました。 日本企業の海外展開の促進のため、円借款のSTEP制度やJBICの融資等の枠組みを活用して、ファイナンス面から支援してきました。 国際貿易に関する取組については、WTOドーハ・ラウンドにおける貿易円滑化交渉に我が国の首席交渉官として取り組み、平成25年12月の第9回WTO閣僚会議における同交渉の妥結に貢献するとともに、TPP、RCEP及び日EU・EPA等の多数の経済連携交渉に取り組みました。		
担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課）、関税局（総務課、関税課、参事官室（国際協力担当）、参事官室（国際調査担当）、経済連携室）、財務総合政策研究所（研究部国際交流室）	政策評価実施時期	平成26年6月

政策目標 6－2：開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

上記目標の概要

自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困の問題や地球温暖化をはじめとした地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力に積極的に取り組むことを通じて、世界経済の中で大きな地位を占める我が国が主体的な役割を果たすことが求められています。こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。

（上記目標を達成するための施策）

（6－2－1）ODA等の効率的・戦略的な活用

（6－2－2）有償資金協力（国際協力機構（JICA））、国際協力銀行（JBIC）業務、国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援

（6－2－3）債務問題への取組

（6－2－4）知的支援

業績指標	年 度	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	達成度
6-2-1:MDBsとの政策協議・開発問題研究会の開催回数（単位：回）	実績値	43	44	45	45	45	○
	目標値	45以上	45以上	45以上	45以上	45以上	
（目標値の設定の根拠） 過去の実績に基づき、開催回数の目標値を45回以上としています。 （注1）総会及びそれに準じる規模の会合その他の課長レベル以上が対応する政策協議（個別面会を除く）及び、開発問題研究会の回数。 （注2）開発問題研究会は、我が国の援助政策に実務家等の幅広い知見を取り入れ、開発援助政策の立案に活かすことを目的として、国際開発金融機関職員（幹部含む）等、開発分野の専門的知見・経験を有する者と財務省職員（課長以上含む）との間で意見交換・議論を行うもの。							
6-2-2：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度（単位：％）	年 度	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	達成度
	実績値	—	98.4	98	98.6	98.7	○
	目標値	—	70.0	70.0	80.0	95.0	
（目標値の設定の根拠） 政策実施の効果を客観的・定量的に測定することが可能なものとして、「知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度」（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合）を、業績指標として設定しました。また、知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95%以上」としています。 （注1）研修・セミナーの参加者を対象に実施するアンケート調査で「非常に有意義」、「有意義」、「普通」、「あまり有意義ではない」、「有意義ではない」の回答項目の内、研修・セミナーの総合的な評価に対して「非常に有意義」、「有意義」と回答した者の割合。なお、アンケート調査の概要に関してはP148参照。 （注2）数値（割合）はそれぞれの研修・セミナーのアンケート調査で得られた数値を単純平均したもの。							

目標達成状況		A 相当程度進展あり
評価結果	評価の理由	（ODA等の効率的・戦略的な活用） ODAに関しては、関係省庁間で密接な連携を図りながら、国際開発金融機関（MDBs）及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別援助方針の策定等を通じて、財務省が所管するODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みました。 平成25年4月には「円借款の戦略的活用のための改善策」を公表し、同年10月には、インフラ整備事業に対する途上国の出資を補う円借款の活用（EBF：Equity Back Finance）の新設、事業運営権獲得を視野に入れた、有償資金協力を含めたパッケージ（VGF：Viability Gap Funding）の導入を行いました。また、その後、現地通貨建て海外投融資の導入を行うなど、様々な改善を実施してきました。 以上のとおり、ODA等の活用については、「相当程度進展あり」と考えられます。
		（有償資金協力（国際協力機構（JICA））、国際協力銀行（JBIC）業務、国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援） 円借款業務に関しては、日本の優れた技術・ノウハウをできるだけ活用しつつ、アジアを始めとする開発途上国の経済開発等を支援するために円借款を供与しています。平成25年度は、円借款供与総額の約74%がアジア地域に対するもので、主な供与国はインド、ベトナム、インドネシア、フィリピン及びミャンマーでした。 国際協力機構（JICA）の海外投融資に関しては、本格再開が決定したことを踏まえ、開発効果の高い案件の着実な実施、実施体制や案件選択の方法等について随時レビューを行う等必要な改善を行い、平成26年3月、インドネシア国産業人材育成事業を対象とした融資契約に調印しました。 国際協力銀行（JBIC）業務に関しては、平成25年6月に開催された第5回アフリカ開発会議（TICAD V）に際して、アフリカの民間セクター主導の成長促進やインフラ整備の促進を支援するため、JBICに「アフリカ貿易投資促進ファシリティ（FAITH）」を創設しました。 また、平成26年2月、我が国は世界銀行とともに、途上国の防災への取組みを後押しする「日本-世界銀行防災共同プログラム」を開始し、当プログラムの中核を担う機関として、世界各地の防災拠点を結び、日本の知見を発信する「世界銀行東京防災ハブ」を世銀東京事務所に設置する等、防災への取組を強化しています。 国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援に関しては、平成25年度は、国際開発協会（IDA）の3年に一度の増資の年に当たり、我が国は従来の出資による貢献に加え、新たに融資による貢献方式の導入に積極的に関与を行い、ドナー各国が厳しい財政事情にある中でもIDAが必要としている資金量を確保することに貢献しています。地球環境保全・改善への取組については、JICAやJBICを通じた二国間の取組を支援したほか、地球環境ファシリティ（GEF）等多国間の資金メカニズムに関して、運営の改革・改善やプロジェクトの進捗の議論に積極的に参画し、業績指標の目標値を達成しました。 以上のとおり、有償資金協力については、「相当程度進展あり」と考えられます。
		（知的支援） 税関の知的支援については、税関の改革・近代化に取り組んでいる開発途上国税関当局が抱える貿易円滑化や適正な水際取締り等に係る課題を把握した上で、WCO（世界税関機構）等と連携しつつ、本邦受入研修や専門家派遣を実施しました。 財務総合政策研究所の知的支援については、ラオス向けに中小企業金融分野の技術協力等を行っているほか、ミャンマー向けに、平成27年までの証券取引所設立に向けた資本市場育成支援を行っており、こうした支援もあり、平成25年7月にはミャンマー証券取引法が成立、翌月に施行されました。 知的支援の実施に当たっては、相手国の要望に即している内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者、在外公館の財政経済担当者及び長期派遣されているJICA専門家等との意見交換を十分に行うとともに、事後のアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努め、業績指標の目標値を達成しました。 以上のとおり、知的支援については、「相当程度進展あり」と考えられます。

評価結果	評価の理由	このように、円借款、ＪＢＩＣ業務等を活用して、途上国における安定的な経済社会の発展に資するための協力を積極的に推進しています。さらに、知的支援に関する研修・セミナーも、人材育成支援・国際協力推進の観点から積極的に開催し、高い評価を得ています。今後も引き続きこれらの取組を進めていく必要があることから、「Ａ 相当程度進展あり」と評価しました。
	政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 円借款や国際協力銀行業務等の実施を含む取組は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に重要で必要であると言えます。 ＯＤＡの効率的・戦略的な活用、ＭＤＢｓを通じた積極的な支援への参画等は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に貢献しています。 国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やＮＧＯとの連携の促進、国別援助方針の策定等を通じて、財務省が所管するＯＤＡの一層効率的・戦略的な活用に取り組む等、業務の効率化に努めています。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 これまでに経協インフラ戦略会議の議論等を踏まえ、関係省庁間で密接な連携を図りながら、財務省所管のＯＤＡの一層効率的・戦略的な活用に取り組みます。 円借款業務は、アジアを中心とする開発途上国の経済・社会開発への寄与と我が国との経済交流の促進等を目指して実施していきます。ＪＩＣＡの海外投融資は、開発効果の高い案件の着実な実施と必要な改善を行っていきます。 ＪＢＩＣに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するため、業務を推進していきます。 ＭＤＢｓに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画していきます。 我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施しＧＥＦ及びＣＩＦの運営や、ＧＣＦの詳細設計に係る議論に、積極的に参画していきます。 開発途上国の債務救済や、債務に関する諸問題に取り組むため、パリクラブをはじめとする国際的枠組みにおける議論に積極的に参加していきます。 知的支援の実施に当たっては、引き続き、意見交換等を行い、相手国の要望に即した内容となるよう、必要に応じて見直しに努め、国際協力に積極的に取り組んでいきます。 また、平成25年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、平成27年度予算要求において、必要な経費の確保に努めていきます。
---------	--

財務省政策評価懇談会における意見	○ 債務問題への取組の記述がなく、全体的にはＳと評価される説明に受け取れる
------------------	---------------------------------------

政策目標に係る予算額等	区 分		平成23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	94,654,668	86,267,294	81,417,418	79,364,420
		補正予算	△ 22,544,024	△ 1,138,813	17,407,669	—
		繰越等	0	0	N. A.	
		合 計	72,110,644	85,128,481	N. A.	
	執行額(千円)		71,857,798	84,910,351	N. A.	

(概要) アジア開発銀行等拠出経費などの経済協力に必要な経費 (注)平成25年度「繰越等」、「執行額」等については、平成26年11月頃に確定するため、平成26年度実績評価書に掲載予定。			
政策の目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第183回国会 総理大臣所信表明演説（平成25年1月28日） 第183回国会 総理大臣施政方針演説（平成25年2月28日） 第183回国会 財務大臣財政演説（平成25年2月4日、平成25年2月28日） 日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定）		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	政策目標に係る予算額等の状況：平成23～25年度一般会計補正予算書（財務省）、平成26年度一般会計予算書（財務省）、平成23・24年度一般会計歳入歳出決算書（財務省）		
平成24年度政策評価結果の政策への反映状況	経協インフラ戦略会議の議論等を踏まえつつ、関係省庁間で密接な連携を図りながら、MDBs及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別援助方針の策定等を通じて、財務省所管のODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みました。 円借款業務は、アジアを中心とする開発途上国の経済・社会開発への寄与と我が国との経済交流の促進等を目指して実施しました。JICAの海外投融资は、開発効果の高い案件の着実な実施と必要な改善を行いました。 JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発展に寄与するため、業務を推進しました。 MDBsに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画しました。 開発途上国の債務救済や、債務に関する諸問題に取り組むため、パリクラブをはじめとする国際的枠組みにおける議論に積極的に参加しました。 知的支援の実施に当たっては、相手国の要望に即した内容となるように必要に応じて見直しに努め、国際協力に積極的に取り組みました。		
担当部局名	国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、関税局（総務課、参事官室（国際協力担当））、税関研修所、財務総合政策研究所（研究部国際交流室）	政策評価実施時期	平成26年6月

政策目標6-3: アジア経済の発展と日本企業の海外展開支援等(成長戦略)の推進

上記目標の概要

我が国がアジアの一員としてアジア全体の活力ある発展を促し、アジア市場における取引活動を拡大させ、アジアの内需を日本の内需として取り込みつつ、また、こうした取組をアジアを基点として世界に展開して行くことにより、我が国自身の大きな成長機会を創出することが重要となっています。財務省としても、日本経済再生に向けた緊急経済対策に掲げられている「民間投資を喚起する成長戦略」を踏まえ、下記施策などを関係省庁と連携しつつ、こうした「アジア経済の発展と日本企業の海外展開支援等(成長戦略)」について、積極的に推進していきます。

(上記目標を達成するための施策)

(6-3-1) アジア経済の発展と日本企業の海外展開支援等の推進

目標達成状況

S 目標達成

評価の理由

(アジア経済の発展と日本企業の海外展開支援等の推進)

アジア経済の発展と日本企業の海外展開支援等の推進に関しては、日本企業の海外展開をファイナンス面から支援するため、円借款、国際協力銀行(JBIC)の一層の積極的な活用を図っています。円借款については、これまで様々な改善を実施しており、STEP(本邦技術活用条件)制度について、日本企業のグローバル化した活動実態等を踏まえ、途上国及び日本企業双方にとってより魅力的な制度となるよう適用条件や対象分野の見直しを行いました。

国際協力銀行(JBIC)業務に関しては、平成23年8月に開始されたJBICの「円高対応緊急ファシリティ」が平成25年3月末で期限を迎えたことを踏まえ、これを発展的に改編し、日本企業の海外展開支援をより一層推進する観点から、支援の対象分野を拡大した「海外展開支援融資ファシリティ」を平成25年4月から開始しました。

また、ASEAN諸国との二国間金融協力については、日本国債を担保としたクロスボーダー担保取極につき、平成25年7月にシンガポール、平成25年12月にはインドネシアと両國中銀間で基本合意する等、現地通貨建て資金供給の促進等に取り組みました。

我が国の金融・資本市場活性化については、「日本再興戦略」にもとづき、平成25年11月、「金融・資本市場活性化有識者会合」が組織され、有識者による活発な議論が行われました。財務省は、金融庁とともに共同事務局として政策への反映の可能性等の検討を行い、その結果として、同年12月13日に「金融・資本市場活性化に向けての提言」が取りまとめられました。本提言では、2020年の姿を想定した上で、それまでの7年間で取り組む施策が盛り込まれています。

以上のとおり、施策を着実に実施していることから、平成25年度においては、「S 目標達成」と評価しました。

評価結果

政策の分析

(必要性・有効性・効率性等)

日本企業の海外展開支援は、「日本再興戦略」においても重要な柱の一つとされている必要な取組です。

円借款、国際協力銀行(JBIC)業務の一層の積極的な活用は日本企業の海外展開支援等の推進に有効に貢献しています。

また、関係省庁と連携しつつ、効率的にアジア経済の発展と日本企業の海外展開支援等の推進に取り組んでいます。

評価結果の反映	以上のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 アジアを中心とする新興国において旺盛なインフラ需要があること等に鑑み、円借款のSTEP制度案件やJBICの融資等の枠組みを活用して、日本企業の海外展開支援を推進していきます。 また、アジア各国当局と緊密に情報交換・意見交換を行います。ASEAN諸国等との二国間の金融協力の強化にも積極的に取り組み、債券市場の発展支援、日系中堅・中小企業の資金需要やインフラ投資のための中長期資金需要への対応等、各国におけるニーズに応じて、協力を行います。		
財務省政策評価懇談会における意見			
政策の目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第183回国会 総理大臣所信表明演説（平成25年1月28日） 第183回国会 総理大臣施政方針演説（平成25年2月28日） 第183回国会 財務大臣財政演説（平成25年2月4日、平成25年2月28日） 日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定）		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし		
平成24年度政策評価結果の政策への反映状況	日本企業の海外展開支援について、JBICによる「海外展開支援出資ファシリティ」と「海外展開支援融資ファシリティ」を車の両輪として推進してきました。 また、ASEAN諸国等との二国間の金融協力の強化にも積極的に取り組み、債券市場の発展支援、日系中堅・中小企業の資金需要やインフラ投資のための中長期資金需要への対応等、各国におけるニーズに応じて、協力を行いました。		
担当部局名	国際局（総務課、調査課、地域協力課、開発政策課）	政策評価実施時期	平成26年6月

政策目標7－1:政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

上記目標の概要

政策金融は、金融という資金供給の手法によって、特定の政策目的を達成する政策実現手段であり、税制、補助金等と同様に財政政策の一環として政策的な資源配分機能を果たしています。政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要です。今後も、政府関係金融機関等が経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。

また、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的、効率的な検査等を行います。

(上記目標を達成するための施策)

(7－1－1) 政府関係金融機関等の適正な運営の確保

(7－1－2) 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保

(参考)

政府関係金融機関等とは、政府関係金融機関（㈱日本政策金融公庫、㈱国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫）、㈱日本政策投資銀行、㈱商工組合中央金庫及び政策金融機関類似の金融業務を行う独立行政法人（中小企業基盤整備機構、情報通信研究機構、農林漁業信用基金、奄美群島振興開発基金、住宅金融支援機構、国際協力機構）をいいます。

目標達成状況

S 目標達成

評価結果

評価の理由

(政府関係金融機関等の適正な運営の確保)

(1) 東日本大震災への対応として、平成24年度に引き続き、「東日本大震災からの復興の基本方針」を受け、日本政策金融公庫の融資制度等について、以下の措置を講じ、被災企業の資金繰りの円滑化を図っていきました。

- ① 「東日本大震災復興特別貸付」の継続
- ② 「再挑戦支援資金」の貸付に係る金利等の引下げの継続
- ③ 「東日本大震災復興緊急保証」の適用期限の延長
- ④ 危機対応業務による支援の継続

(2) 「好循環実現のための経済対策」において、我が国の国際競争力の強化に資するイノベーション創出等の促進や地域活性化のために、中小企業・小規模事業者の活力を発揮させるとの姿勢が示されたことを受けて、日本政策金融公庫の融資制度等について、以下の措置を講ずるとともに、こうした国の施策に応じて各政府関係金融機関等が適正に業務を運営するよう監督していきました。

- ① 創業向けの融資制度の強化や経営支援型セーフティネット貸付の継続・拡充
- ② 設備投資向け融資の金利引下げや給与支払総額増に取り組む者に対する低利融資の実施
- ③ 経営者個人保証や第三者保証に依存しない融資制度の強化
- ④ 中小企業の資金調達の円滑化を図るため、借入金に係る信用保証契約の更新（借換保証）を推進

評価理由	上記の結果より、政府関係金融機関等において、新体制へ移行した平成20年10月から平成26年3月末までに、セーフティネット貸付等19兆円、中堅・大企業向け危機対応業務を活用した長期資金貸付等6兆円の実績が上がっており、政府関係金融機関等の適正な運営については、「目標達成」と考えられます。 （政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保） 検査については、政府関係金融機関等のうち4機関に対して、関係法令・規程等に基づき、政策目的に沿った適切な業務運営が行われているかを検証し、検査基本方針に則り、構築されたコンプライアンス管理体制が適切に機能しているかについて重点的に確認した結果、問題点の改善につながる指摘を行いました。 よって、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保については、「目標達成」と考えられます。 以上のとおり、両施策を着実に実施していることから、平成25年度においては、「S 目標達成」と評価しました。
政策分析	（必要性・有効性・効率性等） 政策金融の機能が適確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されている必要があります。 財務省が民業補完の観点から政府関係金融機関等の不断の業務の見直しを行うとともに、主務省として、金融庁と関係省庁と連携しつつ、効果的、効率的な検査等を実施し、その結果を踏まえて各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めることにより、経済対策や震災対応において中小企業者等への円滑な資金供給等を実施するなどの必要なニーズに対して適切に対応しています。また、経済対策や震災対応において事業規模を拡大した貸付枠等に対して、十分な実績を上げています。 各機関の検査について、監督部局が検査対象機関から受けた報告等の情報を活用することや検査対象機関の業務の一部に焦点をあてた検査を実施するなど、効率的な実施に努めています。
評価結果の反映	以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。 政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。 主務省として、リスク管理分野に関する検査を委任している金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めます。 また、平成27年度予算要求において、政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、必要な経費の確保に努めます。
財務省政策評価懇談会における意見	

政策目標に係る予算額	区 分		平成23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	86,429,569	70,704,241	71,459,313	71,467,744
		補正予算	1,212,500,000	83,985,653	82,100,000	—
		繰越等	0	95,050,000	N. A.	
		合 計	1,298,929,569	249,739,894	N. A.	
	執行額(千円)		530,987,322	249,636,618	N. A.	

(概要)

株式会社日本政策金融公庫補給金、株式会社日本政策金融公庫出資金、危機対応円滑化業務補助金などの政府関係金融機関の運営に必要な経費

(注)平成25年度「繰越等」、「執行額」等については、平成26年11月頃に確定するため、平成26年度実績評価書に掲載予定。

政策の目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第183回国会 財務大臣財政演説（平成25年 2 月28 日） 日本再生加速プログラム（平成24年11月30日閣議決定） 日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年 1 月11日閣議決定） 好循環実現のための経済対策（平成25年12月 5 日閣議決定） 東日本大震災からの復興の基本方針 （平成23年 7 月29日東日本大震災復興対策本部決定、平成23年 8 月11日改定）
----------------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	政府関係金融機関の財務状況・業務運営状況：「政府関係金融機関の出資融資額（補正額）」（財務省）等
---------------------------	--

平成24年度政策評価結果の政策への反映状況	（政府関係金融機関等の適正な運営の確保） 政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行いました。 （政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保） 主務省として、リスク管理分野に関する検査を委任している金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めました。
-----------------------	---

担当部局名	大臣官房政策金融課	政策評価実施時期	平成26年 6 月
-------	-----------	----------	-----------

- 総合目標５：我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援等（成長戦略）も推進する

1. 総合目標の内容

経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信託を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、急速な成長を遂げているアジア地域において、環境やインフラ分野等で我が国の固有の強みを生かすこと等により、アジア全体の活力ある発展をさらに着実なものとしつつ、日本企業の海外展開支援等も推進することで、アジア等の成長を日本の成長に結実させていきます。

2. 目標達成のための取組

上記の目標を達成するために、以下のとおり取り組みました。

（施策）

- 総５－１ 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組
- 総５－２ 国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組

〔施策：総５－１：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組〕

（1）世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定に向けた国際的な取組への参画

イ 国際金融システムの安定（G20、G7等を通じた取組）

我が国は、世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定に向けた取組に関し、G20やG7等における国際的な議論に積極的に参画しました。

4月18日、19日、7月19日、20日のG20では財政健全化等に関する活発な議論を行い、9月5日、6日にサンクトペテルブルクにて開催されたG20サンクトペテルブルク・サミットでは、我が国から8月8日に策定した中期財政計画の説明を行い、首脳宣言においては日本を含め「全ての先進国は、信頼に足る意欲的な各国個別の中期的な財政戦略を策定した」と明記されました。12月にはG20の議長国（2014年）がオーストラリアとなり、平成26年11月のG20ブリスベン・サミットに向けて、G20としての「包括的な成長戦略」を策定していくこととしています。2月22日、23日のG20では、日本が成長戦略を強力に推進していることを説明し、「包括的な成長戦略」の策定作業に弾みをつけることができ、コミュニケでも「今後5年間で、我々全体のGDPを現行の政策により達成される水準よりも2%以上引き上げることを目指し、野心

的だが現実的な政策を策定する」ことが合意されました。また、ウクライナについては、平成26年3月3日に対ウクライナ経済支援に関するG7財務大臣声明が発出され、G7として「ウクライナに対して強力な金融支援を提供すること」を確認しました。

外国為替市場の安定に向けた取組に関しては、G20サンクトペテルブルク・サミット首脳宣言（平成25年9月6日）において、「市場で決定される為替レート」や「為替の柔軟性」の重要性が確認されるとともに、「通貨の競争的な切り下げを回避する」、「競争力のために為替レートを目的とはしない」との共通認識を確認しました。また、G7やG20等の国際会議において、国際金融市場の動向や各国の対応等に関して議論を行いました。

資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止等の促進に関しては、我が国は、G7や、FATF（金融活動作業部会）における取組等へ積極的に参画しました。また、北朝鮮やイランの核開発等に対しては、国連安保理決議又は主要国との国際協調により、外為法に基づく資産凍結等の措置を引き続き実施しました。

ロ IMF改革

平成25年度においては、我が国は2010年に合意されたクォータ・ガバナンス改革やその後の第15次クォータ見直しの進展に向けて、G20やIMF理事会等での議論に積極的に貢献しました。第15次クォータ見直しについては、2014年1月までに見直しを完了することとされていましたが、2010年改革の発効の遅延に伴い、平成26年2月のIMF総務会決議にて、2015年1月まで検討期限を延長することを決定しました。また、FCL（フレキシブル・クレジットライン）等の危機予防のための融資制度の見直しといったIMFの機能強化等に関する議論にも、我が国は積極的に参画しました。

(2) アジアにおける地域金融協力の推進

イ ASEAN+3財務大臣プロセスにおける地域金融協力の取組

チェンマイ・イニシアティブ（CMIM）については、その実効性を高めるべく、規模の増額を含む現行の危機対応機能の強化及び危機予防機能を柱とする強化策に基づき、平成25年5月開催のASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において改訂版CMIM契約書に合意し、各国で承認手続き中です。また、改訂版CMIM契約書を踏まえた実務ガイドラインの改訂作業に取り組み、CMIMの機能強化を進展させました。また、域内の経済監視を行う常設機関であるASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス（AMRO）に関して、国際機関化に向けたAMRO協定案に合意するとともに、AMROの更なる組織強化に取り組みました。

我が国は、アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）にも積極的に取り組んでおり、信用保証・投資ファシリティ（CGIF）による保証案件の組成や保証可能規模の拡大、債券上場時の書類及び手続きの共通化に向けた検討等を共同議長国として推進しました。

ロ APECの枠組みにおける地域金融協力の取組

平成25年9月のAPEC財務大臣会合（インドネシア・バリ）において、我が国は、

官民パートナーシップを活用したインフラ投資や市場の不安定期における調整政策等、アジア・太平洋地域における経済・金融分野の協力について積極的に議論に参画しました。

ハ 二国間における金融協力等

二国間金融協力に関しては、インドとの間で、平成26年1月に二国間通貨スワップの拡充取極を締結しました。ASEAN各国との関係では、平成25年5月に日－ASEAN財務大臣・中央銀行総裁会議を開催し、二国間の金融協力を強化していくこととしました。平成25年12月には、インドネシアとの二国間通貨スワップの拡充取極を締結するとともに、フィリピン、シンガポールとの間の二国間通貨スワップを拡充・再締結することで基本合意しました。また、現地通貨建て資金供給の促進に貢献する等、地域金融協力の強化に取り組みました。

(3) 開発途上国の経済社会の発展

途上国支援に関しては、円借款の効率的・戦略的な活用に取り組み、平成25年4月には「円借款の戦略的活用のための改善策」を公表し、これに基づいて、様々な改善を実施してきました。また、国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援に関して、我が国は主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、これらの機関と連携して支援を行っています。

イ 途上国支援

我が国は、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成等に向けて、積極的に途上国支援に取り組みました。途上国にとって必要不可欠な経済・社会インフラの整備等のための有償資金協力を積極的に行ったほか、円借款の効率的・戦略的な活用に取り組み、平成25年4月には「円借款の戦略的活用のための改善策」を公表し、これに基づいて、様々な改善を実施してきました。

平成25年6月に開催された第5回アフリカ開発会議（TICADV）に際しては、アフリカの民間セクター主導の成長促進やインフラ整備の促進を支援するため、国際協力銀行（JBIC）に「アフリカ貿易投資促進ファシリティ（FAITH）」を創設しました。

ロ 国際開発金融機関（MDBs）の強化に関する取組

国際開発金融機関（MDBs：世界銀行グループ、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行）は、途上国の開発支援のため、加盟国からの出資を基に市場からの資金調達を行い、これを原資として長期開発資金の融資等を行っています。また、欧州復興開発銀行（EBRD）以外での機関では、MDBs本体とは別に、低所得国向けに、先進国等の資金拠出を受けて、超長期・低利の融資やグラントを供与するウインドウも設けられています。

平成25年度は、世界銀行グループの一機関で、世界で最も貧しい国々に超長期・低利の融資及び贈与等を提供する機関である国際開発協会（IDA）の3年に一度の増資の年に当たります。今回の増資において、我が国は従来の出資による貢献に加え、新たに融資による貢献方式の導入に積極的に関与を行い、ドナー各国が厳しい財政事

情にある中でも I D Aが必要としている資金量を確保することに貢献しました。

また、平成25年6月に、第5回アフリカ開発会議（T I C A D V）が横浜で開催されました。会議期間中、我が国は、世界銀行及びアフリカ開発銀行の信託基金を通じた支援を表明しました。安倍総理は、キム世界銀行総裁及びカベルカ・アフリカ開発銀行総裁とそれぞれ面会し、各総裁から、これまでの我が国の協力に対して謝意が示されました。

平成26年2月、我が国は世界銀行とともに、途上国の防災への取組みを後押しする「日本－世界銀行防災共同プログラム」を開始し、当プログラムの中核を担う機関として、世界各地の防災拠点を結び、日本の知見を発信する「世界銀行東京防災ハブ」を世銀東京事務所に設置する等、防災への取組を強化しています。

ハ 地球環境保全に向けた開発途上国の取組支援

気候変動や、生物多様性の危機等、将来の世代に重大な影響を及ぼすような地球環境問題が、国際的に大きな課題として取り上げられるようになっていきます。財務省は、外務省などの関係省庁と緊密に連携して、これらの影響に脆弱な開発途上国等における環境の保全のため、二国間・多国間の協力を進めました。

二国間の協力としては、気候変動対策に取り組んでいる途上国（ベトナム）に対して、国際協力機構（J I C A）を通じて気候変動対策円借款の供与を行った他、国際協力銀行（J B I C）を活用して環境投資を支援しました。

多国間の協力としては、緑の気候基金（G C F）の詳細設計の議論に参加したほか、地球環境ファシリティ（G E F）及び気候投資基金（C I F）を通じた支援に積極的に参画しました。

(4) アジア経済の発展と日本企業の海外展開支援等の推進

近年のアジア諸国の急速な成長を踏まえ、我が国のアジア市場における取引活動を拡大し、アジアの内需を日本の内需として取り込むことにより、我が国自身の成長機会を創出することが重要となっており、財務省は、関係省庁と連携しつつ積極的に推進してきました。

日本企業の海外展開をファイナンス面から支援すべく、S T E P（本邦技術活用条件）制度案件の推進を含む、円借款の一層の積極的な活用に取り組みました。また、平成23年8月に開始された国際協力銀行（J B I C）の「円高対応緊急ファシリティ」が平成25年3月末で期限を迎えたことを踏まえ、これを発展的に改編し、日本企業の海外展開支援をより一層推進する観点から、支援の対象分野を拡大した「海外展開支援融資ファシリティ」を平成25年4月から開始しました。日本企業の海外展開支援については、「日本再興戦略」においても重要な柱の一つとされており、「海外展開支援出資ファシリティ」と「海外展開支援融資ファシリティ」を車の両輪として推進してきました。

〔施策：総5－2 国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組〕

平成13年に開始されたW T Oドーハ・ラウンド交渉については、全体として合意に至ることが容易でない状況が続いていましたが、平成25年12月に開催された第9回W T O閣僚会

議において、交渉対象分野の一部（貿易円滑化、農業分野の一部、開発）に関する合意である「バリ・パッケージ」が妥結しました。

このうち特に貿易円滑化については、財務省が我が国の首席交渉官として交渉の妥結に貢献しました。この分野に関する今回の合意内容は、税関手続の迅速化や貿易規則の透明性の向上等を図るものであり、これにより貿易取引の時間とコストの削減を通じた貿易・投資の拡大が期待されます。また、今後所要の手続を経て貿易円滑化協定として締結されれば、WTO設立後、初の全加盟国による多国間協定となるため、難航するドーハ・ラウンド交渉の活性化にもつながるものと期待されます。

なお、世界経済の動向等に係る参考指標は以下のとおりです。

(1) 世界経済の動向

最近の世界経済の動向は以下のとおりです。

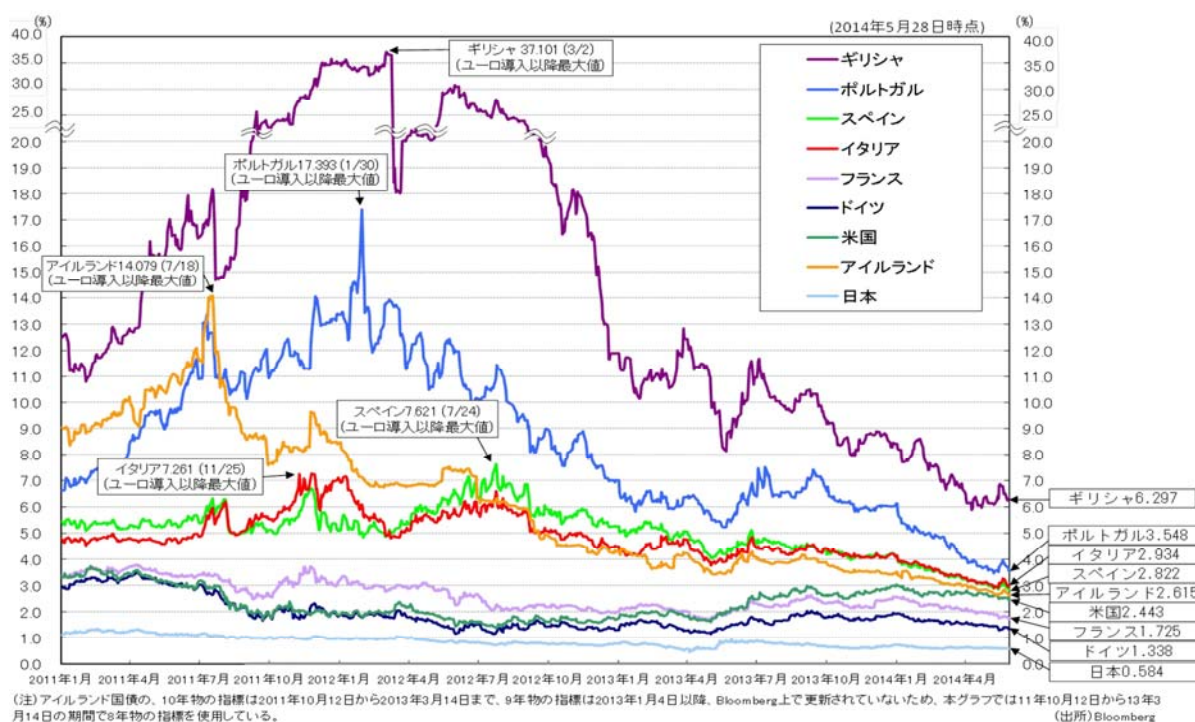
○参考指標 総5-1：最近の世界経済動向

	実質GDP成長率 (%)				消費者物価上昇率 (%)				失業率(%)				経常収支 (10億ドル)			
	2011	2012	2013	2014	2011	2012	2013	2014	2011	2012	2013	2014	2011	2012	2013	2014
世界	3.9	3.2	3.0	3.6	4.9	3.9	3.6	3.5	n/a	n/a	n/a	n/a	370.6	341.9	403.4	486.8
日本	-0.5	1.4	1.5	1.4	-0.3	0.0	0.4	2.8	4.6	4.3	4.0	3.9	119.3	60.4	34.3	57.2
米国	1.8	2.8	1.9	2.8	3.1	2.1	1.5	1.4	8.9	8.1	7.4	6.4	-457.7	-440.4	-379.3	-391.1
ドイツ	3.4	0.9	0.5	1.7	2.5	2.1	1.6	1.4	6.0	5.5	5.3	5.2	248.3	255.3	273.5	284.6
フランス	2.0	0.0	0.3	1.0	2.3	2.2	1.0	1.0	9.6	10.2	10.8	11.0	-49.0	-57.1	-44.2	-48.7
英国	1.1	0.3	1.8	2.9	4.5	2.8	2.6	1.9	8.1	8.0	7.6	6.9	-36.0	-92.7	-84.6	-77.1
ユーロ圏	1.6	-0.7	-0.5	1.2	2.7	2.5	1.3	0.9	10.2	11.4	12.1	11.9	109.2	246.0	366.0	391.6
中国	9.3	7.7	7.7	7.5	5.4	2.7	2.6	3.0	4.1	4.1	4.1	4.1	136.1	193.1	188.7	224.3
新興アジア	7.9	6.7	6.5	6.7	6.5	4.6	4.5	4.5	n/a	n/a	n/a	n/a	97.4	104.1	145.2	177.5
中南米	4.6	3.1	2.7	2.5	6.6	5.9	6.8	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	-79.4	-107.1	-153.3	-154.1
CIS諸国	4.8	3.4	2.1	2.3	10.1	6.5	6.4	6.6	n/a	n/a	n/a	n/a	108.1	67.7	20.5	50.2
サハラ以南 アフリカ	5.5	4.9	4.9	5.4	9.4	9.0	6.3	6.1	n/a	n/a	n/a	n/a	-11.9	-34.2	-47.2	-49.9

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2014. 4)

(<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2014/01/weodata/index.aspx>)

○参考指標 総5-2：欧州における国債市場の動向



(2) テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

○参考指標 5-3：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

※ 参考指標 6-1-8：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数（P151に掲載）

テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数は、平成25年度末現在、合計440個人・団体となっています。

(3) 途上国の貧困状況

1日1.25ドル以下で生活する人口が1999年の1,743百万人から2010年には1,215百万人に減少する見込みとなっている等、開発途上国全体の貧困削減に関しては改善が見られますが、地域的な進捗状況は一様ではありません。

○参考指標 総5-4：途上国の貧困削減状況

1日1.25ドル以下で生活している人口（数）

（単位：百万人）

	1999年	2002年	2005年	2008年	2010年(注)
東アジア・太平洋	656	523	332	284	251
南アジア	619	640	598	571	507
欧州・中央アジア	18	11	6	2	3
中東・北アフリカ	14	12	10	9	8
サブサハラ・アフリカ	376	390	395	399	414
中南米	60	63	48	37	32
合 計	1,743	1,639	1,389	1,302	1,215

(出所) 世界銀行 World Development Indicators 2014

(4) 我が国の貿易動向

平成25年の我が国の貿易動向に関してみると、輸出については、自動車等の輸出増加等により、対前年比9.5%増加して69兆7,742億円となりました。一方、輸入については、原油等の輸入増加等により、対前年比14.9%増加して81兆2,425億円となりました。

この結果、輸出額から輸入額を引いた差引額は、▲11兆4,684億円と3年連続の赤字となりました。

○参考指標 総5-5：輸出入額及び貿易バランス（対GDP比を含む）の推移

(単位：億円、%)

	平成21年	22年	23年	24年	25年	対前年比 伸率
輸出額 (対GDP比)	541,706 (11.5)	673,996 (14.0)	655,465 (13.9)	637,476 (13.4%)	697,742 (14.6%)	9.5%
輸入額 (対GDP比)	514,994 (10.9)	607,650 (12.6)	681,112 (14.5)	706,886 (14.9%)	812,425 (17.0)	14.9%
差引額 (対GDP比)	26,712 (0.6)	66,347 (1.4)	▲25,647 (－)	▲69,411 (－)	▲114,684 (－)	－

(出所) 財務省貿易統計、内閣府GDP統計

(注1) 輸出入額の対GDP比は、「輸出入額／名目GDP」で算出。

(注2) 平成25年の名目GDPは、第2次速報ベース。

(5) 関税負担率の推移とその国際比較

関税率の水準を示す代表的な指標としては、関税負担率（関税収入額の総輸入額に対する比率）があります。我が国の関税負担率は、国内産業保護の必要性にかんがみ比較的高い関税率が設定されている品目がある一方で、無税品目も多いため、参考指標 総5-5のとおり、主要先進国との比較において同等もしくは低い水準となっており、平成24年度においては1.2%となっています。

○参考指標 総5-6：関税負担率の推移とその国際比較

(単位：%)

年度	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
日 本	1.3	1.2	1.4	1.3	1.2
米 国	1.5	1.4	1.4	1.6	1.5
E U	1.4	1.2	1.4	1.1	1.0
カナダ	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8
オーストラリア	3.0	3.3	2.5	2.8	3.0
韓 国	2.4	2.7	1.9	2.2	2.2

(出所) 関税局関税課調

(注1) 年度は各国の会計年度（但し、EUは暦年）。

(注2) 関税負担率＝関税収入額／総輸入額。

(注3) 諸外国の負担率に関しては、OECD「REVENUE STATISTICS」及び「Monthly Statistics of

International Trade」を基に計算したものである。

(注4) EUの負担率は域外からの輸入額に係るものであり、関税収入額には農産品に対する輸入課徴金を含む。

なお、EUの2007年までの数値は、EU加盟国のうち、OECDに加盟している19か国の各年における関税収入額と域外からの輸入額を用いて計算した関税負担率である。

○ 政策目標 6－2：開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

1. 政策目標の内容

自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困の問題や地球温暖化をはじめとした地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことを通じて、世界経済の中で大きな地位を占める我が国が主体的な役割を果たすことが求められています。こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構の有償資金協力や国際協力銀行による支援については、開発途上国の経済発展を支援しつつ、我が国の優れた先端技術を持つ基幹インフラを一体システムとして、官民協働で海外輸出・展開していく観点からも、重点的に取り組んでいきます。

2. 目標達成のための取組

上記の目標を達成するために、以下のとおり取り組みました。

(施策)

6－2－1 ODA等の効率的・戦略的な活用

6－2－2 有償資金協力（国際協力機構（JICA））、国際協力銀行（JBIC）業務、国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援

6－2－3 債務問題への取組

6－2－4 知的支援

〔施策 6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用〕

(1) 有償資金協力、技術協力、無償資金協力の連携による二国間ODAの一層の効率的・戦略的实施

ミレニアム開発目標（MDGs）の達成等に向け、ODAによる積極的な貢献が求められる一方、現下の我が国の厳しい財政状況等を踏まえ、二国間ODAの一層の効率的・戦略的实施が求められています。こうした観点から、我が国は、アジアのみならず中南米やアフリカ等へのODAの供与にあたり、国際開発金融機関（MDBs：Multilateral Development Banks）との連携を深めつつ、有償資金協力、技術協力、無償資金協力という3つの援助手法を有機的に活用するため、インド等円借款の主な供与国と経済協力政策協議を行い、関係省庁間の密接な連携を図るなど、二国間ODAの更なる効率的・戦略的实施に取り組んできました。

平成25年4月に「円借款の戦略的活用のための改善策」を公表し、例えばSTEP（本邦技術活用条件）制度について、日本企業のグローバル化した活動実態等を踏まえ、途上国及び日本企業双方にとってより魅力的な制度となるよう適用条件や対象分野の見直しや、候補案件に関する日本企業からの意見聴取や情報提供の拡充等を行ったほか、中進国・中進国を超える所得水準の開発途上国に対して、我が国の知見や技術が活用できる分野を中

心に円借款を一層活用することとなりました。また、同年10月には、インフラ整備事業に対する途上国の出資を補う円借款の活用（E B F : Equity Back Finance）の新設、事業運営権獲得を視野に入れた、有償資金協力を含めたパッケージ（V G F : Viability Gap Funding）の導入等を行いました。さらに、その後、現地通貨建て海外投融資の導入を行うなど、様々な改善を実施してきました。

(2) M D B s と我が国 O D A 関係機関との政策対話の実施

O D A の効果や効率性を高めるには、国内の関係機関だけではなく、世界銀行、アジア開発銀行（A D B）等の M D B s との協調が重要です。そうした観点から、特定の国や地域等をテーマとして、M D B s と我が国 O D A 関係機関が集まり、政策対話を実施しました。

＜平成25年度に実施された世界銀行、A D B との主な政策対話の実績＞

イ 世界銀行東アジア局との政策対話（平成26年3月）

参加者：世界銀行、財務省

議題：世界銀行の東アジア地域戦略、東アジア地域における防災・人間開発分野

ロ アジア開発銀行とのハイレベル政策対話（平成26年3月）

参加者：アジア開発銀行、財務省

議題：アジア経済の見通し、アジア開発銀行のアジアにおけるインフラ需要への対応

(3) N G O や民間企業等との連携

途上国の開発を進めるに当たっては、N G O の果たす役割も重要です。財務省は、N G O と定期的な協議会の場を設けており、平成25年度は3回開催しました。

途上国の開発を進めるためには、公的セクターだけでなく、開発に寄与する経済活動を行う民間セクターの関与を促していくことが重要です。

○参考指標 6-2-1：開発途上国に対する資金の流れ

開発途上国に対する資金の流れ

(百万ドル)

	20年	21年	22年	23年	24年
ODA	9,601	9,467	11,021	10,831	10,605
ODA以外の政府資金(OOF)	-1,986	8,237	3,662	2,905	5,393
民間資金	23,738	27,217	32,837	47,594	32,494
非営利団体による贈与	452	533	692	497	487
総計	31,805	45,454	48,213	61,828	48,977

(出所) 財務省ホームページ「開発途上国に対する資金の流れ」

(http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm)

(注) D A C において現在では開発途上国として分類されない東欧・卒業国、及び欧州復興開発銀行（E B R D）向け拠出金の一部を除く。

(参考) 平成23年、24年における日本の開発途上国に対する資金の流れ

				平成23年	平成24年	
経済協力総額	ODA	二国間	贈与	無償資金協力	5,033	3,117
				技術協力	3,534	3,641
			政府貸付等		-1,624	-356
		国際機関に対する出資・拠出等		3,888	4,202	
		ODA計		10,831	10,605	
	OOF	輸出信用（1年超）		-622	-623	
		直接投資金融等		3,889	6,829	
		国際機関に対する融資等		-362	-813	
	OOF計		2,905	5,393		
	民間資金	輸出信用（1年超）		1,853	-3,951	
		直接投資等		40,315	31,215	
		その他二国間証券投資等		5,844	6,470	
		国際機関に対する融資等		-419	-1,241	
	民間資金計		47,594	32,494		
	非営利団体による贈与			497	487	
	資金の流れ総計			61,828	48,977	

ネットベース、単位：百万ドル

ネットベース、単位：百万ドル

(出所) 財務省ホームページ「開発途上国に対する資金の流れ」

(http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm)

(注) DACにおいて現在では開発途上国として分類されない東欧・卒業国、及び欧州復興開発銀行（E B R D）向け拠出金の一部を除く。

〔施 策 6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（J I C A））、国際協力銀行（J B I C）業務、国際開発金融機関（M D B s）を通じた支援〕

(1) 有償資金協力（国際協力機構（J I C A））、国際協力銀行（J B I C）業務

開発途上国に対して、ODA資金として、長期・低利の固定金利により、開発に要する資金を提供する円借款に関しては、無償資金協力・技術協力と共に、国際協力機構（J I C A）の下において、一元的に実施されており、援助効果の促進に努めています。また、国際協力銀行（J B I C）業務に関しては、民業補完の原則の下、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めているところです。

イ 円借款業務

平成25年度の円借款業務は、アジア地域を中心に、全体で1兆1,412億円の円借款供与を決定しました。円借款供与は、日本再興戦略等の趣旨も踏まえ、日本の優れた技術・ノウハウをできるだけ活用しつつ、アジアを始めとする開発途上国の経済開発等を支援できるよう取り組みました。

(イ) アジア地域

平成25年度は、円借款供与総額の約74%がアジア地域に対するものでした。主な供与国は、インド、ベトナム、インドネシア、フィリピン、及びミャンマーでした。例えば、フィリピンについては、災害リスクの高い同国において、災害後の復旧に係る資金ニーズに迅速に対応するため、「災害復旧スタンドバイ借款」を供与しました。また、ミャンマーについては同国の取り組む民主化等の改革を後押しし、持続的な成長等を支援するため、円借款に係る遅延損害金等を免除し、延滞債務を完全に解消したことを受け、貧困削減やティラワ経済特別区に関連するインフラ整備等のための円借款を供与しました。

(ロ) アフリカ開発支援

平成25年6月に横浜で開催した第5回アフリカ開発会議（T I C A D V）において、今後5年間でODA約1.4兆円を含む最大約3.2兆円の官民の取組についての支援策を表明し、日・アフリカ間の一層の関係強化に向けた取組が強化されました。

(ハ) M D B s との協調融資

我が国は、世界銀行やアフリカ開発銀行等のM D B s との協調融資を行っており、民間セクター開発等の分野へ支援を行っています。

① E P S Aイニシアティブ

アフリカにおける民間主導の経済成長を実現することを目的として、我が国がアフリカ開発銀行との共同イニシアティブとして発表した、E P S A(エプサ：Enhanced Private Sector Assistance for Africa)の枠組みの下、平成25年度はタンザニアやモザンビークに対する円借款を供与しました。

また、平成26年1月の安倍総理のアフリカ訪問に際し、E P S Aを5年間で20億ドルに倍増する旨表明しました。今後も、E P S Aの枠組みを活用したアフリカの民間セクター開発、投資・貿易促進を図り、アフリカの成長を後押ししていきます。

② I D B協調融資スキーム（CORE）

我が国は、中南米における気候変動対策の促進のため、省エネルギー・再生可能エネルギー分野に関して米州開発銀行（I D B）と協調融資を行う枠組CORE（コア：Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency）について、平成26年3月29日に円借款供与額の増額など同枠組みの内容を拡充しました。

平成25年度はCOREの枠組みの下、省エネルギー・再生可能エネルギーの促進事業への円借款を供与しました。今後も、I D Bとの協調融資枠組みなどを活用し、日本の優れた環境技術により中米カリブ地域の気候変動対策に貢献していきます。

○参考指標 6-2-2：円借款実施状況

円借款実績の推移

(単位：億円、件数)

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
金 額	9,797	4,716	10,622	12,265	11,412
件 数	62	34	68	53	57

(出所) 国際局開発政策課(参事官室)調

(注) 数字はE/Nベース(債務救済を含まない)。

円借款実施状況(地域別)の推移

(金額単位：億円、シェア：%)

	平成21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア
アジア	6,606	67.4	3,110	65.9	8,478	79.8	10,548	86.0	8,397	73.6
ASEAN	3,408	34.8	2,052	43.5	4,345	40.9	4,791	39.1	4,396	38.5
中央アジア・コーカサス	177	1.8	338	7.2	181	1.7	—	—	349	3.1
中東・北アフリカ	1,552	15.8	421	8.9	943	8.9	901	7.3	1,139	10.0
サブサハラ	534	5.5	508	10.8	161	1.5	472	3.8	614	5.4
中南米	299	3.1	339	7.2	576	5.4	211	1.7	855	7.5
大洋州	83	0.8	—	—	—	—	133	1.1	—	—

欧州	545	5.6	—	—	283	2.7	—	—	59	0.5
合計	9,797	100.0	4,716	100.0	10,622	100.0	12,265	100.0	11,412	100.0

(出所) 国際局開発政策課 (参事官室) 調

(注1) 数字はE/Nベース (債務救済を含まない)。

(注2) 地域分類は外務省による。

(注3) アフリカ開発銀行はサブサハラに分類。

ロ JICA海外投融資業務

JICA海外投融資については、本格再開が決定したことを踏まえ、開発効果の高い案件の着実な実施、実施体制や案件選択の方法等について随時レビューを行う等必要な改善を行い、平成26年3月、インドネシア国産業人材育成事業を対象とした融資契約に調印しました。

ハ JBI C業務

平成25年度のJBI C出融資および保証の承諾額合計は2兆2,062億円で、対前年度比で2兆348億円 (48%) 減少しています。このうち、出融資承諾額は1兆9,970億円で、対前年度比で1兆9,407億円 (49%) 減少しています。また、保証承諾額は2,092億円で、前年度比で941億円 (31%) 減少しています。地域別出融資承諾額では北米向けが最も多く全体の29%を占めています。

平成25年6月に開催された第5回アフリカ開発会議 (TICADV) に際しては、アフリカの民間セクター主導の成長促進やインフラ整備の促進を支援するため、JBI Cに「アフリカ貿易投資促進ファシリティ (FAITH)」を創設しました。FAITHを通じ、JBI Cは国際機関等とも協力しつつ、事業への出資や現地通貨建融資を含め、出融資・保証を積極的に実施し、5年間で総額50億ドル規模の金融支援が見込まれています。

また、メキシコ、チュニジア、モンゴルの各政府等が日本市場で円建ての国債、いわゆるサムライ債を発行する際、これを円滑に行えるようJBI Cが支援を行い、平成25年度のJBI Cによる保証・一部取得を通じたサムライ債の発行額は844億円となりました。

○参考指標 6-2-3 : JBI Cによる出融資等実施状況 (国際協力銀行業務)

出融資および保証承諾状況

(承諾ベース、単位：億円、件数)

	平成21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
融 資	194	26,441	104	11,079	130	13,658	213	38,634	212	18,996
輸出金融	46	979	35	1,512	40	2,079	40	1,267	33	1,263
輸入金融	1	82	1	1,695	3	1,726	4	3,043	5	563
投資金融	134	21,937	60	7,103	84	9,620	157	31,386	167	16,710
事業開発等金融等	13	3,443	8	768	3	232	12	2,938	7	460

保 証	22	7,080	26	6,382	15	2,286	21	3,033	20	2,092
出 資	5	130	3	198	1	15	8	744	7	974
合 計	221	33,651	133	17,659	146	15,959	242	42,410	239	22,062

(出所) 国際協力銀行調

(注) 四捨五入の関係上、端数が一致しないことがある。

地域別出融資承諾状況

承諾ベース、単位：億円

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
アジア	5,365	1,041	2,561	3,904	3,780
(東南アジア)	(4,320)	(538)	(2,174)	(3,259)	(3,044)
大洋州	1,754	84	1,705	10,057	2,930
中央アジア	1,009	—	—	335	89
ヨーロッパ	4,804	625	2,167	6,606	3,503
中 東	1,027	2,102	1,400	2,165	1,049
アフリカ	258	664	33	594	568
北 米	2,884	746	495	6,596	5,777
中南米	2,628	1,846	3,578	7,576	1,865
国際機関等	92	149	94	—	—
その他	6,751	4,020	1,639	1,543	409
合 計	26,572	11,277	13,673	39,377	19,970

(出所) 国際協力銀行調

(注) 四捨五入の関係上、端数が一致しないことがある。

地域別保証承諾状況

承諾ベース、単位：億円

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
アジア	2,107	1,175	138	897	858
(東南アジア)	(2,081)	(912)	(49)	(818)	(433)
大洋州	—	—	—	—	—
中央アジア	29	—	—	—	—
ヨーロッパ	380	—	—	—	—
中 東	—	1,958	900	895	—
アフリカ	—	—	—	250	243
北 米	2,076	739	641	512	764
中南米	2,488	2,416	577	479	226
国際機関等	—	94	29	—	—
その他	—	—	—	—	—
合 計	7,080	6,382	2,286	3,033	2,092

(出所) 国際協力銀行調

(注) 四捨五入の関係上、端数が一致しないことがある。

国際協力銀行（JBIC）によるサムライ債発行支援

(単位：百万円)

	国 名	発 行 人	サムライ債発行額
一部取得	メキシコ	メキシコ政府	32,000
保証	チュニジア	チュニジア中央銀行	22,400
保証	モンゴル	モンゴル開発銀行	30,000

(2) MDBsを通じた支援

イ MDBsとの協調・連携

平成25年度は、国際開発協会（IDA）の3年に一度の増資の年に当たります。IDAとは、世界銀行グループの一機関で、世界で最も貧しい国々に超長期・低利の融資及び贈与等を提供する機関です。今回の増資において、我が国は従来の出資による貢献に加え、新たに融資による貢献方式の導入に積極的に関与を行い、ドナー各国が厳しい財政事情にある中でもIDAが必要としている資金量を確保することに貢献しました。

平成26年2月、我が国は世界銀行とともに、途上国の防災への取組みを後押しする「日本－世界銀行防災共同プログラム」を開始しました。当プログラムは、あらゆる開発案件に防災の視点を取り入れることを目指し、日本の防災知識や経験を各地の防災ニーズと結びつけ、日本の知見を活かした防災技術協力を行うものです。当プログラムの中核を担う機関として、世界各地の防災拠点を結び、日本の知見を発信する「世界銀行東京防災ハブ」が世銀東京事務所に設置されています。

また、平成25年12月、我が国は世界銀行とともに、「日本政府と世界銀行の保健共同研究」を総括し、開発途上国等のユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の課題と経験を共有するため、「保健政策閣僚級会合」を東京で開催しました。会合では、各国の保健指導者等をはじめとする約200名の参加を得て、UHCの実現または持続に向け活発な議論を展開し、開発途上国がUHCの政策の立案・実行にあたり有効となる提言や日本のUHC経験に基づく特に重要な教訓を「主要政策メッセージ」として取りまとめました。

アフリカ地域の低所得国に対して超長期・低利の融資及び贈与を提供するアフリカ開発基金（AfDF）でも3年に一度の増資が行われました。我が国は、アフリカ支援の姿勢を示しつつ、交渉に臨んだ結果、厳しい財政状況の中でも一定の国際貢献を行うことができました。また、平成25年6月に、第5回アフリカ開発会議（TICADV）が横浜で開催されました。会議期間中、我が国は、世界銀行及びアフリカ開発銀行の信託基金を通じた支援を表明しました。安倍総理は、キム世界銀行総裁及びカベルカ・アフリカ開発銀行総裁とそれぞれ面会し、各総裁から、これまでの我が国の協力に対して謝意が示されました。このほか、MDBsパンフレットの作成等を通じ、これらの機関を通じた開発援助に関して、広く一般に紹介するように努めました。

(http://www.mof.go.jp/international_policy/publication/mdbs2014/index.html)

また、日本人は様々な分野で活動しています。例えば世銀グループの多国間投資保証機関（MIGA）の長官として本田桂子氏、地球環境ファシリティ（GEF）のCEOとして石井菜穂子氏、アジア開発銀行（ADB）の総裁として中尾武彦氏が務めています。

我が国としては、MDBsにおいて、日本人職員が一層活躍することを目指し、各MDBsと協力しながら、例えば、採用決定権を持つ採用担当者が参加するリクルートミッションの来日を求め、日本国内の採用活動の実施を促すことや、将来の正規職員となるために必要な知識・経験を積む機会を提供するプログラムを設けるなど、日本人採用の促進に積極的に取り組んでいます。

○参考指標6-2-4：MDBsに対する主要国の出資・拠出

	世界銀行グループ			
	国際復興開発銀行 (IBRD)	国際開発協会 (IDA)	国際金融公社 (IFC)	多数国間投資保証機関 (MIGA)
日 (順位)	7.2% (第2位)	18.2% (第2位)	5.9% (第2位)	5.1% (第2位)
米	16.7	20.8	23.7	18.4
独	4.2	10.7	5.4	5.1
英	3.9	11.1	5.0	4.8
仏	3.9	7.1	5.0	4.8

	アジア開発銀行	
	通常資本 (OCR)	アジア開発基金 (ADF)
日 (順位)	15.6% (第1位)	37.2% (第1位)
米	15.6	15.5
独	4.3	6.2
英	2.0	4.7
仏	2.3	4.6

	米州開発銀行グループ			
	米州開発銀行			米州投資公社 (IIC)
	通常資本 (OC)	特別業務基金 (FSO)	多数国間投資資金 (MIF)	
日 (順位)	5.0% (第6位)	6.1% (第2位)	33.2% (第2位)	3.5% (第6位)
米	30.0	49.6	36.3	23.2
独	1.9	2.4	—	1.9
英	1.0	1.8	1.3	—
仏	1.9	2.3	0.9	3.1

	アフリカ開発銀行グループ	
	アフリカ開発銀行 (AfDB)	アフリカ開発基金 (AfDF)
日 (順位)	5.5% (第3位)	11.0% (第2位)
米	6.6	11.7
独	4.1	10.2
英	1.7	8.9
仏	3.8	10.2

	欧州復興開発銀行 (EBRD)
日 (順位)	8.6% (第2位)
米	10.1
独	8.6
英	8.6
仏	8.6

出所) 各機関年次報告書(平成26年2月現在における最新版。但し、国際復興開

発銀行(IBRD)、米州開発銀行(IDB)通常資本を除く)

(注) 国際復興開発銀行(IBRD)、米州開発銀行(IDB)通常資本の出資シェアに関しては、直近の増資に係る手続きが各国とも完了した場合の数字。

○参考指標 6-2-5：MDBsの活動状況（日本人幹部職員数等を含む）

世界銀行（セクター別融資等承諾額）

（単位：億ドル）

	21年	22年	23年	24年	25年
農業・漁業・林業	34.0	26.2	21.3	31.3	21.1
教 育	34.5	49.4	17.3	29.6	27.3
エネルギー・鉱業	62.7	99.3	58.1	50.0	32.8
金 融	42.4	91.4	9.0	17.6	20.6
保健・その他の社会サービス	63.0	67.9	67.1	42.0	43.6
産業・貿易	28.1	12.5	21.7	13.5	14.3
情報・通信	3.3	1.5	6.4	1.6	2.3
法務・司法・行政	94.9	108.3	96.7	87.3	79.9
運 輸	62.6	90.0	86.4	44.5	51.4
上下水・治水	43.6	41.0	46.2	36.1	22.2
合 計	469.1	587.5	430.1	353.4	315.5

（出所）世界銀行年次報告書

（注1）世界銀行の年度は、前年7/1～当年6/30。

（注2）国際開発協会分を含む。

アジア開発銀行（セクター別融資承諾額）

（単位：億ドル）

	21年	22年	23年	24年	25年
農業・天然資源	4.4	6.1	8.4	10.4	6.9
エネルギー	21.3	24.5	39.4	26.0	34.8
金 融	5.1	12.6	1.8	7.8	5.6
産業・貿易	1.0	1.0	0.0	1.8	0.2
教 育	0.9	0.7	5.4	2.8	4.9
保健・社会保障	0.9	1.8	0.2	0.7	5.2
給水・衛生・廃棄物処理	8.1	6.1	11.8	12.1	14.1
運輸・通信	23.5	38.3	36.0	36.7	34.2
公共政策	53.1	8.9	5.3	14.4	10.9
多目的	14.1	15.5	17.7	4.6	15.0
合 計	132.3	114.6	126.1	117.2	131.9

（出所）アジア開発銀行年次報告書等

（注1）アジア開発銀行の年度は、1/1～12/31。

（注2）アジア開発基金分を含む（グラント除く）。

○参考指標 6-2-6：MDBsにおける日本人職員数等

		世界銀行 グループ	アジア 開発銀行	米州開発銀行 グループ	アフリカ 開発銀行	欧州復興 開発銀行
日本人職員数	平成24年12月	102	148	18	8	16
	平成25年12月	112	148	18	9	15
日本人幹部職員数 (25年12月)		5	7	2	1	2

日本人比率	2.2%	13.9%	1.0%	0.7%	1.1%
-------	------	-------	------	------	------

(出所) 各機関資料、理事室調べ

(注1) 世界銀行グループに関して、日本人職員数の平成24年12月の行は平成24年6月末現在、日本人職員数の平成25年12月の行及び日本人幹部職員数は平成25年6月末、日本人比率に関しては、平成25年6月末現在の数値。

(注2) 日本人幹部職員数は局長以上を指す。

□ MDBsに設けた日本信託基金を通じた支援

MDBsは、加盟国からの出資を基に長期の開発資金を供与していますが、そうした支援が効果的に実施されるためには、技術協力等を通じて途上国の能力構築を図っていく必要があります。また、貧困層向けのコミュニティ・ベースの支援など革新的な援助手法の導入に当たっては、途上国の現場で、試行的な取組を行う必要があります。

こうした様々なニーズに応えるための追加的な資金を各国から得るための手法として、MDBsは信託基金を活用してきました。

平成25年度においては、平成25年11月に台風30号で被災したフィリピンへの対応として、我が国がアジア開発銀行（ADB）に設置している貧困削減日本基金（JFPR）から、2,000万ドルの緊急無償支援を実施しました。また、TICADVにおいて発出された「横浜行動計画2013～2017」に基づき、アフリカ支援等を実施しました。

○参考指標6-2-7：MDBs等に対する拠出金

(単位：億円)

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
MDBs	215.7	194.0	165.4	211.6	214.5
世界銀行グループ	111.0	106.8	92.8	130.1	124.4
アジア開発銀行	86.9	79.2	66.0	69.4	73.4
米州開発銀行	8.8	5.6	4.9	8.0	7.2
アフリカ開発銀行	2.1	1.9	1.4	3.7	8.3
欧州復興開発銀行	6.9	0.5	0.3	0.4	1.2
IMF拠出金	33.8	33.6	36.6	34.8	39.9
合 計	249.5	227.6	202.0	246.4	254.4

(出所) 国際局開発機関課及び国際機構課調

<平成25年度に承認された日本信託基金のプロジェクト例>

- (a) 世界銀行
- ・都市再生活動を通じた貧困・脆弱層支援（ネパール）
平成25年7月承認（承認額：約300万ドル）
 - ・モーリタニア帰還難民への食料不足改善・雇用創出・コミュニティ機能強化支援（モーリタニア）
平成25年12月承認（承認額：約300万ドル）
 - ・手芸職人層雇用創出支援（パキスタン）
平成26年2月承認（承認額：約300万ドル）

-
- (b) アジア開発銀行：・南アジア地域における貿易円滑化支援（リージョナル）
平成25年6月承認（承認額：150万ドル）
・台風ヨランダ被災地緊急支援（フィリピン）
平成25年12月承認（承認額：2,000万ドル）
・再生可能エネルギー供給システム構築支援（ミャンマー）
平成26年2月承認（承認額：200万ドル）

(3) 地球環境保全に向けた開発途上国の取組支援

我が国は、開発途上国における環境の保全のため、二国間・多国間の協力を進めています。二国間の取組として気候変動対策に積極的に取り組んでいる途上国（ベトナム）に対して、国際協力機構（JICA）を通じて気候変動対策円借款の供与を行っている他、国際協力銀行（JBIC）を活用して、途上国で省エネ設備の導入等環境保全効果を有する事業に必要な資金を民間金融機関や国際機関と協調して融資するといった環境投資を積極的に支援しました。多国間の取組としては、気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）で基本設計文書に合意した緑の気候基金（GCF：Green Climate Fund）の理事会が平成24年8月より始まり、我が国は理事として基金の制度設計等の議論に積極的に参加しました。また、地球環境ファシリティ（GEF）及び気候投資基金（CIF）を通じた支援にも取り組んでいます。GEFは、生物多様性、気候変動等の地球環境分野において途上国の取組を支援することを目的に、CIFは途上国の気候変動対策支援を目的にそれぞれ設立された多国間資金メカニズムです。2013年から2014年にかけてはGEFの第6次増資に関する交渉が行われ、第6次増資期間（2014～2018年）におけるGEFの活動が、地球環境保全に向けた日本政府の取り組みと可能な限り整合的なものとなるよう、積極的に議論に参加してきました。我が国は、これらの基金の主要な拠出国として、運営の改革・改善やプロジェクトの進捗の議論に積極的に参画しました。

〔施策 6-2-3：債務問題への取組〕

(1) パリクラブ債務救済の実績

平成25年度においては、パリクラブ合意はありませんでした。なお、平成24年10月にパリクラブ合意が成立し、二国間合意文書締結準備中であったギニアについては、平成25年9月に、我が国と二国間合意を締結しました。

(2) 拡大HIPCイニシアティブ

過剰な対外債務を負ったままでは、途上国の経済開発を持続的に進めることはできません。こうした観点に立ち、国際社会全体として、拡大HIPCイニシアティブを推進しています。これは、HIPCsがIMFの経済構造改革プログラムの実施や、「貧困削減戦略ペーパー」（PRSP：Poverty Reduction Strategy Paper）の作成等に取り組むことを条件に、大幅な債務削減を実施するものです。

我が国は、他のG7諸国とともに、拡大HIPCイニシアティブを超えた自発的な措置として、完了時点（注）に到達したHIPCsの債務を全額放棄しています。現在、完了

時点到達国は全体で35か国となっています。

(注) 完了時点（C P : Completion Point）とは、拡大H I P Cイニシアティブの適用対象国が、世銀・IMF理事会において、上記プログラムの着実な実施や貧困削減戦略ペーパーの完成などの条件を満たしたと承認される時点のことです。

〔施 策 6-2-4 : 知的支援〕

開発途上国が発展段階や経済構造に応じて適切な経済社会制度の設計及び運用を行うことは、その国が今後、経済発展を遂げる上で非常に重要です。財務総合政策研究所では、平成25年度は、経済・社会開発の担い手となる開発途上国の政策担当者等に対する人材育成を目的とした研修・セミナーや開発途上国に専門的なアドバイスをするための専門家派遣を実施しました。

実施に際しては、相手国政府の現地担当者、在外公館の財政経済担当者及び長期派遣されているJICA専門家等へのヒアリング等を通じて、事前に相手国の要望や現状を的確に把握するとともに、今後の研修・セミナーの内容の改善を図るため、終了時に参加者との協議やアンケートを実施しました。その他、参加者のその後の活動状況や、今後の技術協力に関する要望等を把握することを目的に、現地へ専門家を派遣した機会に、相手国政府担当者や過去の研修生との協議を実施しました。

このように、平成25年度は、国際協力・交流の推進に積極的に取り組むとともに、技術協力の相手先から把握した要望や意見に即した効果的・効率的な支援になるよう取り組みました。

平成24年8月には、ミャンマー政府からの要請に基づき、ミャンマー中央銀行と証券取引法令の策定及び関連する人材育成支援に関する覚書を結び、平成27年までの証券取引所設立に向けた資本市場育成支援を行っています。こうした支援もあり、平成25年7月にはミャンマー証券取引法が成立、翌月に施行されました。

開発途上国の税関当局が、関税等の適正・公平な課税、安全・安心な社会の確保、貿易の円滑化といった使命を果たしていくためには、税関の改革・近代化が非常に重要です。平成24年度は、税関の改革・近代化に取り組んでいる開発途上国税関当局が抱えるそれぞれの課題を把握した上で、支援対象国と支援分野の重点化を図った研修を計画し、WCO（世界税関機構）等と連携しつつ、関税分類、関税評価、適正な水際取締り及び知的財産の保護等の分野において、本邦受入研修や専門家派遣を実施しました。

平成25年度において開催した研修・セミナーは以下のとおりです。

【財務総合政策研究所による知的支援】

		平成25年度の実施状況
財政経済セミナー		・開発途上国の財政・経済の政策運営の中心となる人材を育成することを目的として、日本と社会・経済的に関係の密接なアジアを中心とした開発途上国の財務省等の若手幹部候補生を受け入れ、日本にてセミナーを実施しました。 ・大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の諸政策や経験等に関して講義を実施したほか、グループワーク指導等を行いました。
中央アジア・コーカサス夏期セミナー		・中央アジア・コーカサス地域の市場経済移行国に対する人材育成を目的として、ウズベキスタン金融財政アカデミーの学生のほか、アルメニア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンの財務省職員等を対象に、日本にてセミナーを実施しました。 ・大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の諸政策や経験等に関して講義を実施したほか、ポリシーペーパー指導等を行いました。
ウズベキスタン金融財政アカデミー支援		・ウズベキスタン政府により、財政等の専門家育成を目的に設立されたウズベキスタン金融財政アカデミーから、人材育成を目的として、同アカデミーの学生を中央アジア・コーカサス夏期セミナー（上述）へ招へいしました。 ・同アカデミーでの英語による講義及び修士論文の口頭試問への参加等のため、現地（タシケント）へ専門家を派遣しました。
ラオス開発銀行支援（中小企業金融分野）		・ラオス開発銀行との中小企業金融分野に関する技術協力プロジェクトである「人材育成と融資業務の改善」に関して、平成23年6月に締結した技術協力に関する覚書に基づき、日本招へい研修や現地セミナーを実施し、信用調査及び債権管理手法に関して講義を行いました。また、平成25年11月には、本プロジェクトの最終評価を行うため、現地（ビエンチャン）に専門家を派遣し、ヒアリング等を実施しました。
ミャンマー資本市場育成支援		・ミャンマー証券取引法令の整備及び関係する人材育成を目的として、ミャンマー資本市場育成支援に関する覚書（平成24年8月締結）に基づき、日本の証券市場に関する学識者及び実務家で組織した日本側ワーキンググループによる、ミャンマー証券取引法令の策定支援、及びミャンマー現地での資本市場関係者向けセミナーを実施しました。こうした支援を踏まえ、平成25年7月にはミャンマー証券取引法が成立、翌月に施行されました。

【財務省関税局による知的支援】

		平成25年度の実施状況
受入研修	二国間援助経費	・ASEAN諸国を中心に、専門家派遣との連動に努めつつ、関税分類、関税評価や事後調査等の分野において、相手国の実情に即した受入研修を実施しました。

	JICAプログラム	・JICAと協力して、日本の関税行政の全般的な知識の修得を目的とした税関行政セミナーや国別の研修を実施しました。
	WCOプログラム	・WCOに加入している開発途上国の税関当局の中堅職員に対し、WCO事務局における理論研修及び我が国における実務研修を実施しました。 ・WCO本部及び同アジア・大洋州地域事務所と協力して、技術的な能力向上に資する地域セミナー等を実施しました。
専門家派遣	二国間援助経費	・ASEAN諸国を中心に、受入研修との連動に努めつつ、関税分類、関税評価や事後調査等の分野において、相手国の実情に即した専門家派遣を実施しました。
	JICAプログラム	・カンボジア関税消費税局、インドネシア経済担当調整大臣府、マレーシア関税局、フィリピン関税局、ベトナム関税局、ラオス関税局、ミャンマー関税局、タイ関税局、ボツワナ歳入庁及びケニア歳入庁、及び西アフリカ経済通貨同盟事務局へ長期専門家を派遣しました。また、各国からの要請に基づき短期専門家の派遣を実施しました。
	WCOプログラム	・WCO本部及び同アジア・大洋州地域事務所と協力して、関税評価や知的財産の保護等に関する地域セミナー等を実施し、専門家を派遣しました。

○参考指標 6-2-8：研修・セミナー等の実施状況（財務総合政策研究所・関税局）

〔受入研修・セミナーの実績〕

（単位：件、人）

		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
コース数	財務総研	4	2	3	4	2
	関税局	41	37	31	27	30
	合計	45	39	34	31	32
受入人数	財務総研	42	38	38	62	31
	関税局	376	422	226	316	316
	合計	418	460	264	378	347

（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

〔専門家派遣の実績〕（財務総研分）

（単位：件、人）

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
案件数	11	11	11	13	9
派遣人数	47	46	45	59	45

（出所）財務総合政策研究所調

（注）専門家派遣には現地セミナーを含む。

〔専門家派遣及び地域セミナーの実績〕（関税局分）

（単位：人、件）

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
専門家派遣	69	65	58	192	226
セミナー	21	8	10	23	20

(出所) 関税局参事官室（国際協力担当）調
(注) 税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

㊦ 政策目標 6－3：アジア経済の発展と日本企業の海外展開支援等（成長戦略）の推進

1. 政策目標の内容

近年、アジア諸国は、日本企業とともに産業集積を形成し、豊富で勤勉な労働力を背景に力強く、急速な成長を遂げてきました。アジア各国は、世界的な金融危機にも適切に対応し、今や世界経済の牽引役として堅調な経済回復をみせています。

アジアでは中間所得者層の成長が著しいこと、また、環境問題や都市化等、我が国が先に直面し、克服してきた制約要因や課題を抱えながら成長していることは、我が国にとって、大きなビジネス機会といえます。今日のアジアの著しい成長を更に着実なものとしつつ、アジアの成長を日本の成長に確実に結実させるためには、我が国がこれまでの経済発展の過程で学んだ多くの経験をアジア諸国と共有し、我が国がアジアの成長の「架け橋」となるとともに、環境やインフラ分野等で固有の強みを集結し、総合的かつ戦略的にアジア地域でビジネスを展開する必要があります。また、アジアを基点として、こうした取組を広く世界に展開して行くことが求められています。このように、我が国がアジアの一員としてアジア全体の活力ある発展を促し、アジア市場における取引活動を拡大させ、アジアの内需を日本の内需として取り込みつつ、また、こうした取組をアジアを基点として世界に展開していくことにより、我が国自身の大きな成長機会を創出することが重要となっています。

財務省としても、日本経済再生に向けた緊急経済対策に掲げられている「民間投資を喚起する成長戦略」を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、こうした「日本企業の海外展開支援等」（成長戦略）について、重点目標として積極的に推進していきます。また、二国間の金融協力にも積極的に取り組み、特にASEAN諸国における多様なニーズに対応します。

2. 目標達成のための取組

上記の目標を達成するため、以下のとおり取り組みました。

（施策）

6－3－1 アジア経済の発展と日本企業の海外展開支援等の推進

〔施策 6-3-1：アジア経済の発展と日本企業の海外展開支援等の推進〕

（1）日本企業の海外展開の促進

アジアを中心とする旺盛なインフラ需要に応えつつ、日本企業の海外展開をファイナンス面から支援するため、円借款の一層の積極的な活用に努めました。国際ルールを踏まえつつ日本企業が裨益できる円借款制度の在り方に関して検討を行い、STEP（本邦技術活用条件）制度について、日本企業のグローバル化した活動実態等を踏まえ、途上国及び日本企業双方にとってより魅力的な制度となるよう適用条件や対象分野の見直しや、候補案件に関する日本企業からの意見聴取や情報提供の拡充等を行いました。

国際協力銀行（JBIC）業務に関しては、平成23年8月に開始されたJBICの「円高対応緊急ファシリティ」が平成25年3月末で期限を迎えたことを踏まえ、これを発展的に改編し、日本企業の海外展開支援をより一層推進する観点から、支援の対象分野を拡大

した「海外展開支援融資ファシリティ」を平成25年4月から開始しました。海外展開支援融資ファシリティは、平成25年度末時点で、113件、約165億ドルの実績を上げています。

(2) アジアにおける地域金融協力の推進

国際的な金融危機による諸課題に対応し、アジア地域の経済回復を確かなものとするため、アジア各国当局と緊密に情報交換・意見交換も行いました。平成25年5月に日 - ASEAN財務大臣・中央銀行総裁会議を開催し、二国間の金融協力を強化していくこととしました。特に、ASEAN5か国（インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア）との間で合同作業部会を設置し、継続的な二国間協議を実施してまいりました。現地通貨建て資金供給の促進を目的として、日本国債を担保としたクロスボーダー担保取極につき、平成25年7月にシンガポール、平成25年12月にはインドネシアと両國中銀間で基本合意しました。マレーシアとの間では、イスラム金融の発展支援に向けた協議を行い、同国において邦銀が提供するイスラム金融商品が拡充されました。こうした取り組みは、二国間通貨スワップの拡充・再締結と併せて、平成25年12月に開催された日 - ASEAN特別首脳会議においても歓迎が示され、地域金融協力の強化や日本企業の海外展開支援の推進に貢献しました。

(3) 我が国の金融・資本市場の活性化

「日本再興戦略」に基づき、平成25年11月、「金融・資本市場活性化有識者会合」が組織され、日本経済において、アベノミクスにより、デフレ下の縮小均衡から次のステージの持続的な成長をもたらす「望ましい均衡」への跳躍・回帰が進む中、「金融・資本市場の成長戦略」の実行が喫緊の課題であるという問題意識のもと、有識者による活発な議論が行われました。

財務省は、金融庁とともに共同事務局として政策への反映の可能性等の検討を行い、その結果として、同年12月13日に「金融・資本市場活性化に向けての提言」が取りまとめられました。本提言では、①家計資産等が成長マネーに向かう循環の確立、②アジアの潜在力の発揮と、日本との一体的な成長、③企業の競争力の強化と、起業の促進、④人材育成・ビジネス環境の整備の4つの柱で、2020年の姿を想定した上で、それまでの7年間で取り組む施策が盛り込まれています。

具体的には、①少額投資非課税制度（NISA）の普及促進・利便性の向上、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）等の改革（日本政策投資銀行（DBJ）のノウハウを活用した海外年金ファンドとの共同投資等）、国際協力銀行（JBIC）等の債権流動化（GPIFによる運用対象拡充の検討）、インフラファイナンス市場の整備（東証による上場インフラファンド市場の創設等）等、②国際協力機構（JICA）による現地通貨建て海外投融資、JBICによる銀行間通貨スワップ保証、東京プロボンド市場の活性化（DBJによる投資枠設定）、JBICによるサムライ債保証・取得の適用対象拡大、③企業の新陳代謝・ガバナンス強化に向けた取組として、JPX日経インデックス400の連動商品の開発・普及、社外取締役の導入促進、日本版スチュワードシップコードの導入等のほか、④空港へのアクセス改善、英語での診療可能な病院、医師やナニー（ベビーシッ

ター)などの確保等について、提言がなされています。

○参考指標 6-3-1：J B I Cによる出融資等実施状況（国際協力銀行業務）【再掲】

出融資および保証承諾状況

(承諾ベース、単位：億円、件数)

	平成21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
融 資	194	26,441	104	11,079	130	13,658	213	38,634	212	18,996
輸出金融	46	979	35	1,512	40	2,079	40	1,267	33	1,263
輸入金融	1	82	1	1,695	3	1,726	4	3,043	7	563
投資金融	134	21,937	60	7,103	84	9,620	157	31,386	167	16,710
事業開発等金融等	13	3,443	8	768	3	232	12	2,938	7	460
保 証	22	7,080	26	6,382	15	2,286	21	3,033	20	2,092
出 資	5	130	3	198	1	15	8	744	7	974
合 計	221	33,651	133	17,659	146	15,959	242	42,410	239	22,062

(出所) 国際協力銀行調

(注) 四捨五入の関係上、端数が一致しないことがある。

地域別出融資承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
アジア	5,365	1,041	2,561	3,904	3,780
(東南アジア)	(4,320)	(538)	(2,174)	(3,259)	(3,044)
大洋州	1,754	84	1,705	10,057	2,930
中央アジア	1,009	-	-	335	89
ヨーロッパ	4,804	625	2,167	6,606	3,503
中 東	1,027	2,102	1,400	2,165	1,049
アフリカ	258	664	33	594	568
北 米	2,884	746	495	6,596	5,777
中南米	2,628	1,846	3,578	7,576	1,865
国際機関等	92	149	94	-	-
その他	6,751	4,020	1,639	1,543	409
合 計	26,572	11,277	13,673	39,377	19,970

(出所) 国際協力銀行調

(注) 四捨五入の関係上、端数が一致しないことがある。

地域別保証承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
アジア	2,107	1,175	138	897	858
(東南アジア)	(2,081)	(912)	(49)	(818)	(433)
大洋州	—	—	—	—	—
中央アジア	29	—	—	—	—
ヨーロッパ	380	—	—	—	—
中 東	—	1,958	900	895	—
アフリカ	—	—	—	250	243
北 米	2,076	739	641	512	764
中南米	2,488	2,416	577	479	226
国際機関等	—	94	29	—	—
その他	—	—	—	—	—
合 計	7,080	6,382	2,286	3,033	2,092

(出所) 国際協力銀行調

(注) 四捨五入の関係上、端数が一致しないことがある。

○参考指標 6-3-2：アジア地域における案件に対するＪＢＩＣの出融資承諾状況（国際協力銀行業務）

(承諾ベース、単位：億円)

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
中国	163	135	30	122	217
韓国	289	107	—	—	61
香港	30	—	13	40	30
台湾	—	—	—	64	—
東アジア 計	483	243	43	226	308
ブルネイ	—	—	—	—	—
インドネシア	3,063	138	597	1,338	710
マレーシア	909	13	23	140	14
ミャンマー	—	—	—	833	—
フィリピン	—	—	607	164	59
シンガポール	85	128	61	353	132
タイ	171	131	659	428	351
ベトナム	92	129	227	4	1,779
東南アジア 計	4,320	538	2,174	3,259	3,044
インド	559	260	343	419	428
スリランカ	—	—	1	—	—
モルディブ	4	—	—	—	—

南アジア 計	563	260	344	419	428
アジア 計	5,365	1,041	2,561	3,904	3,780

(出所) 国際協力銀行調

(注) 四捨五入の関係上、端数が一致しないことがある。

○参考指標 6-3-3：アジア地域に対する円借款実施状況 (E/Nベース、単位：億円)

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
東アジア	3,437	2,102	4,414	4,791	4,397
インドネシア	1,139	439	739	155	822
カンボジア	72	—	114	—	89
タイ	45	239	—	—	—
東ティモール	—	—	53	—	—
フィリピン	680	508	683	618	687
ベトナム	1,456	866	2,700	2,029	2,020
マレーシア	—	—	67	—	—
ミャンマー	—	—	—	1,989	511
モンゴル	29	50	16	—	117
ラオス	15	—	42	—	151
南アジア	3,170	1,008	4,065	5,757	4,001
インド	2,182	480	2,898	3,531	3,651
スリランカ	367	331	495	411	350
ネパール	—	—	—	151	—
パキスタン	233	197	50	—	—
バングラデシュ	388	—	600	1,664	—
ブータン	—	—	22	—	—
モルディブ	—	—	—	—	—
アジア合計	6,606	3,110	8,478	10,548	8,397

(出所) 国際局開発政策課（参事官室）調

(注1) 数字はE/Nベース（債務救済を含まない）。

(注2) 地域分類は外務省による。

(参考) アジア主要国の経済見通し

(単位：％)

	平成23年	24年	25年	26年 (予測)	27年 (予測)
中国	9.3	7.7	7.7	7.5	7.3
韓国	3.7	2.0	2.8	3.7	3.8
インド	6.6	4.7	4.4	5.4	6.4
インドネシア	6.5	6.3	5.8	5.4	5.8
マレーシア	5.1	5.6	4.7	5.2	5.0
フィリピン	3.6	6.8	7.2	6.5	6.5
シンガポール	6.0	1.9	4.1	3.6	3.6
タイ	0.1	6.5	2.9	2.5	3.8
ベトナム	6.2	5.2	5.4	5.6	5.7

(出所) IMF 世界経済見通し (平成26年4月)

(<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2014/01/pdf/text.pdf>)

(注) 平成26年、27年は予測。数値は全て実質。

○ 政策目標 7－1：政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

1. 政策目標の内容

政策金融は、金融という資金供給の手法によって、特定の政策目的を達成する政策実現手段であり、税制、補助金等と同様に財政政策の一環として政策的な資源配分機能を果たしています。政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要です。今後も、政府関係金融機関等が経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。

また、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的、効率的な検査等を行います。

(参考) 政府関係金融機関等とその役割

○財務省所管の政府関係金融機関等

(1) 株式会社日本政策金融公庫

国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融及び内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害について、主務大臣による危機認定がなされた場合、「指定金融機関」に対する信用供与を行う政府関係金融機関。

(注) 「指定金融機関」は、危機対応業務として、事業者に対する必要な資金の貸付け等を行う。

「指定金融機関」については、申請により指定される。株式会社日本政策投資銀行及び株式会社商工組合中央金庫は、法律上、「指定金融機関」とみなされている。

(2) 株式会社国際協力銀行

重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球環境の保全を目的とする海外事業を促進し、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行う政府関係金融機関。

(3) 沖縄振興開発金融公庫

沖縄における産業の開発を促進するなど、沖縄の経済の振興と社会の開発に資するための資金供給を行う政府関係金融機関。

(4) 株式会社日本政策投資銀行

長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とした機関である。株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成21年法律第67号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23 年法律第40号。以下「東日本大震災財政援助法」という。）により、平成27年4月からおおむね5年後から7年後を目途に政府保有株式を処分することとされており、平成26年度末を目途として、政府による株式保有の在り方を含めた同行の組織の在り方等を見直し、必要な措置を講ずることとされている。

(5) 株式会社商工組合中央金庫

中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構

成員に対する金融の円滑化を図ることを目的とした機関である。中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律（平成21年法律第54号）及び東日本大震災財政援助法により、平成27年4月からおおむね5年後から7年後を目途に政府保有株式を処分することとされており、平成26年度末を目途として、政府による株式保有の在り方を含めた同金庫の組織の在り方等を見直し、必要な措置を講ずることとされている。

○ 財務省所管の政府関係金融機関類似の金融業務

財務省所管の政府関係金融機関類似の金融業務を行う独立行政法人については、中小企業基盤整備機構、情報通信研究機構、農林漁業信用基金、奄美群島振興開発基金、住宅金融支援機構及び国際協力機構がある。これらの法人の業務の実績に関する評価については、財務省ホームページ参照。

(http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/index.html)

2. 目標達成のための取組

上記の目標を達成するため、以下のとおり取り組みました。

(施策)

- 7-1-1 政府関係金融機関等の適正な運営の確保
- 7-1-2 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保

〔施策 7-1-1：政府関係金融機関等の適正な運営の確保〕

(1) 東日本大震災への対応として、平成24年度に引き続き、「東日本大震災からの復興の基本方針」を受け、日本政策金融公庫の融資制度等について、以下の措置を講じ、被災企業の資金繰りの円滑化を図っていきました。

- ① 「東日本大震災復興特別貸付」の継続
- ② 「再挑戦支援資金」の貸付に係る金利等の引下げの継続
- ③ 「東日本大震災復興緊急保証」の適用期限の延長
- ④ 危機対応業務による支援の継続

(2) 「好循環実現のための経済対策」において、我が国の国際競争力の強化に資するイノベーション創出等の促進や地域活性化のために、中小企業・小規模事業者の活力を発揮させるとの姿勢が示されたことを受けて、日本政策金融公庫の融資制度等について、以下の措置を講ずるとともに、こうした国の施策に応じて各政府関係金融機関等が適正に業務を運営するよう監督していきました。

- ① 創業向けの融資制度の強化や経営支援型セーフティネット貸付の継続・拡充
- ② 設備投資向け融資の金利引下げや給与支払総額増に取り組む者に対する低利融資の実施
- ③ 経営者個人保証や第三者保証に依存しない融資制度の強化

- ④ 中小企業の資金調達の円滑化を図るため、借入金に係る信用保証契約の更新（借換保証）を推進

上記の施策を講じた結果、政府関係金融機関等において、新体制へ移行した平成20年10月から平成26年3月末までに、セーフティネット貸付等を19兆円、中堅・大企業向け危機対応業務を活用した長期資金貸付等を6兆円実施しました。また、東日本大震災復興特別貸付が5兆円の実績を上げるとともに、東日本大震災復興緊急保証に係る保険引受額が2兆円に上りました。

さらに、イノベーションの基盤強化を目的として、平成25年3月に日本政策投資銀行において創設した「競争力強化ファンド」において約850億円（5件）の出融資を実行したところです。

なお、政府関係金融機関の業務実績に係る参考指標は以下のとおりです。

○参考指標 7-1-1：政府関係金融機関の出融資計画額（補正後）の推移

（単位：億円）

（新体制移行後）

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
（株）日本政策金融公庫	国民生活事業	70,033	31,153	37,923	34,688	32,243
	農林水産事業	3,100	3,100	3,600	3,200	3,500
	中小企業事業	40,151	26,401	32,251	30,851	28,751
	国際協力銀行	30,530	14,755	15,525	—	—
沖縄振興開発金融公庫		1,389	1,397	1,429	1,430	1,428
（株）国際協力銀行		—	—	—	23,980	23,110

（新体制移行前）

	20年度 （上期）	20年度 （下期）
旧国民生活金融公庫	13,382	26,681
旧農林漁業金融公庫	1,280	1,920
旧中小企業金融公庫	7,166	13,337
旧国際協力銀行 国際金融等勘定	5,035	10,765
沖縄振興開発金融公庫	（通期）	1,389
旧日本政策投資銀行	7,350	—
旧公営企業金融公庫	6,902	—

（出所）政府関係機関予算書、各機関資料

（注1）政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

（注2）旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、（株）日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

（注3）国際協力銀行については、平成24年4月より（株）日本政策金融公庫から分離され、（株）国際協力銀行が設立された。

○参考指標 7-1-2：政府関係金融機関の融資残高の推移 (単位：億円)

		(新体制移行後)					(新体制移行前)		
		21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末		19年度末	20年度 (上期末)
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	74,920	74,702	73,409	72,482	71,759	旧国民生活金融公庫	78,606	76,564
	農林水産事業	27,099	26,320	26,307	26,268	26,037	旧農林漁業金融公庫	28,232	28,066
	中小企業事業	61,805	64,368	64,397	64,593	63,543	旧中小企業金融公庫	62,764	58,015
	国際協力銀行	87,738	83,944	81,224	—	—	旧国際協力銀行 国際金融等勘定	73,127	69,541
沖縄振興開発金融公庫		10,677	10,019	9,464	8,940	8,175	沖縄振興開発金融公庫	11,671	(通期)
(株)国際協力銀行		—	—	—	105,852	126,949	旧日本政策投資銀行	115,767	113,568
							旧公営企業金融公庫	232,300	222,152

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注1) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

(注2) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

(注3) 国際協力銀行については、平成24年4月より(株)日本政策金融公庫から分離され、(株)国際協力銀行が設立された。

○参考指標 7-1-3：政府関係金融機関の金利の推移 (単位：%)

			H22. 3. 31	H23. 3. 31	H24. 3. 31	H25. 3. 31	H26. 3. 31
㈱日本政策金融公庫	国民生活事業	基準利率	2. 15	2. 25	2. 15	1. 95	1. 90
		特利	1. 25	1. 35	1. 25	1. 05	1. 00
		①～③	～1. 75	～1. 85	～1. 75	～1. 55	～1. 50
	農林水産事業	農業基盤整備	1. 85	1. 75	1. 45	1. 25	1. 15
	中小企業事業	基準利率	1. 75	1. 75	1. 65	1. 45	1. 60
		特利	0. 85	0. 85	0. 75	0. 55	0. 70
	①～③	～1. 35	～1. 35	～1. 25	～1. 05	～1. 20	
国際協力銀行	輸出	1. 85	1. 87	1. 56	—	—	
沖縄振興開発金融公庫		基準利率	1. 30 ～2. 85	1. 3 ～3. 10	1. 05 ～3. 00	0. 85 ～2. 95	0. 90 ～2. 70
㈱国際協力銀行		輸出	—	—	—	1. 39	1. 34

		H20. 3. 31 1	H20. 9. 3 0
旧国民生活金融公庫	基準利率	2. 10	2. 45
	特利	1. 25	1. 75
①～③		～1. 75	～2. 25
旧農林漁業金融公庫	農業基盤整備	1. 75	1. 85
旧中小企業金融公庫	基準利率	2. 10	2. 15
	特利	1. 25	1. 75
①～③		～1. 75	
旧国際協力銀行 国際金融等勘定	輸出	2. 10	2. 10
沖縄振興開発金融公庫	基準利率	1. 80 ～2. 70	1. 85 ～2. 70
旧日本政策投資銀行	一般金利	—	—
	政策金利	2. 47	2. 57
Ⅰ～Ⅲ(注2)		～2. 85	～2. 95
旧公営企業金融公庫	基準利率	2. 40	2. 45
(参考) 財政融資資金貸付金利 (財投金利)		0. 70 ～2. 10	0. 90 ～2. 10
(参考) 長期プライムレート		2. 10	2. 30

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注1) 各機関の金利水準は一例。

(注2) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民

- 営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。
- (注3) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。
- (注4) 国際協力銀行については、平成24年4月より(株)日本政策金融公庫から分離され、(株)国際協力銀行が設立された。

○参考指標 7-1-4：政府関係金融機関の平均貸付期間（新規貸出し）
 (新体制移行後) (新体制移行前)

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	(参考)	19年度	20年度 (上期)
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	5年7か月	5年10か月	6年2か月	6年5か月	6年9か月	旧国民生活金融公庫	5年3か月	5年3か月
	(生活衛生分)	7年7か月	7年10か月	8年1か月	8年5か月	8年7か月	(生活衛生分)	7年11か月	8年1か月
	農林水産事業	14年0か月	14年2か月	13年3か月	13年4か月	12年9か月	旧農林漁業金融公庫	16年0か月	14年2か月
	中小企業事業	7年0か月	6年11か月	6年11か月	7年0か月	7年1か月	旧中小企業金融公庫	7年9か月	7年9か月
	国際協力銀行	7年8か月	8年6か月	12年7か月	—	—	旧国際協力銀行 国際金融等勘定	13年9か月	15年1か月
沖縄振興開発金融公庫		12年0か月	13年0か月	13年2か月	11年5か月	12年10ヶ月	沖縄振興開発金融公庫	13年5か月	(通期)
(株)国際協力銀行		—	—	—	13年3か月	11年1か月	旧日本政策投資銀行	9年6か月	—
							旧公営企業金融公庫	25年4か月	25年5か月

- (出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。
- (注1) 貸付金額による加重平均。
- (注2) (株)日本政策金融公庫国民生活事業（旧国民生活金融公庫）の計数は普通貸付ベース。
- (注3) 旧公営企業金融公庫は件数平均と金額平均の平均。
- (注4) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。
- (注5) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。
- (注6) 国際協力銀行については、平成24年4月より(株)日本政策金融公庫から分離され、(株)国際協力銀行が設立された。

○参考指標 7-1-5：政府関係金融機関の財務諸表等の主要な計数（単位：億円）
 (新体制移行後) (新体制移行前)

・財務諸表等

(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	21年度	22年度	23年度	24年度
	経常収益	1,690	1,620	1,633	1,591
	経常費用	2,182	2,109	1,850	1,602
	経常利益	△492	△489	△217	△11
	特別損益	△9	△60	△2	△3
	当期純利益	△501	△548	△219	△14
	農林水産事業				
	経常収益	723	733	663	639
	経常費用	741	721	662	639
	経常利益	△18	12	1	0
	特別損益	18	△13	△1	△0

・行政コスト計算財務書類

旧国民生活金融公庫	18年度	19年度	20年度 (上期)
業務収入①	△1,641	△1,658	△830
業務費用②	1,733	1,846	1,261
業務費用合計 (①+②) = ③	92	188	431
機会費用④	99	83	45
行政コスト (③+④) = ⑤	190	271	475
旧農林漁業金融公庫			
業務収入①	△676	△632	△343
業務費用②	983	953	443
業務費用合計 (①+②) = ③	307	321	101
機会費用④	71	57	32

	当期純利益	—	△1	—	—
(株)日本政策金融公庫	中小企業事業				
	経常収益	2,857	2,768	3,808	3,924
	経常費用	12,957	11,343	7,091	6,484
	経常利益	△10,100	△8,575	△3,283	△2,560
	特別損益	△5	△35	△1	△1
	当期純利益	△10,105	△8,611	△3,284	△2,561
	国際協力銀行				
	経常収益	1,912	1,972	2,017	—
	経常費用	1,634	1,476	1,446	—
	経常利益	278	496	571	—
	特別損益	54	91	△46	—
	当期純利益	332	588	525	—
	沖縄振興開発金融公庫（行政コスト計算財務書類）				
	業務収入①	△254	△243	△219	△200
	業務費用②	255	220	218	201
	業務費用合計（①+②）=③	1	△23	△1	1
	機会費用④	11	10	8	4
	行政コスト（③+④）=⑤	11	△14	6	5
	(株)国際協力銀行				
	経常収益	—	—	—	2,170
	経常費用	—	—	—	1,537
	経常利益	—	—	—	634
	特別損益	—	—	—	0
	当期純利益	—	—	—	634

行政コスト（③+④）=⑤	378	378	133
旧中小企業金融公庫			
業務収入①	△5,089	△4,499	△2,176
業務費用②	6,621	9,860	4,705
業務費用合計（①+②）=③	1,532	5,361	2,529
機会費用④	237	195	94
行政コスト（③+④）=⑤	1,769	5,556	2,623
旧国際協力銀行国際金融等協定			
業務収入①	△3,698	△3,654	△1,258
業務費用②	3,002	3,015	1,151
業務費用合計（①+②）=③	△695	△639	△107
機会費用④	163	126	75
行政コスト（③+④）=⑤	△533	△514	△33
沖縄振興開発金融公庫			
業務収入①	△323	△303	（通期）
業務費用②	316	269	（通期）
業務費用合計（①+②）=③	△7	△34	（通期）
機会費用④	13	10	（通期）
行政コスト（③+④）=⑤	6	△24	（通期）
旧日本政策投資銀行			
業務収入①	△3,983	△3,740	△1,644
業務費用②	3,238	3,209	1,926
業務費用合計（①+②）=③	△745	△531	281
機会費用④	265	203	111
行政コスト（③+④）=⑤	△480	△328	393
旧公営企業金融公庫			
業務収入①	△7,327	△6,905	△3,121
業務費用②	3,892	3,494	1,624
業務費用合計（①+②）=③	△3,436	△3,410	△1,498
機会費用④	3	3	3
行政コスト（③+④）=⑤	△3,433	△3,408	△1,495

（出所）各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

（注1）行政コスト計算財務書類において△（マイナス）は、国民負担が生じていない状態を表す。

（注2）行政コスト計算財務書類は、平成13年6月の財政制度等審議会の報告書に基づき、特殊法人等について

- 説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示するため、企業会計原則に準拠した形で作成された財務書類。政府関係金融機関は平成12年度決算より作成・公表。
- (注3) 新体制後の(株)日本政策金融公庫(国民生活事業、農林水産事業、中小企業事業、国際協力銀行)については、行政コスト計算財務書類を作成していない。
- (注4) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。
- (注5) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。
- (注6) 国際協力銀行については、平成24年4月より(株)日本政策金融公庫から分離され、(株)国際協力銀行が設立された。

○参考指標 7-1-6：政府関係金融機関の延滞率の推移

(単位：％)

(新体制移行後)

(新体制移行前)

		21年度末	22年度末	23年度末	24年度末		20年度 (上期末)	20年度 (下期末)
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	4.8	4.17	3.77	3.35	旧国民生活金融公庫	4.55	4.61
	農林水産事業	0.66	0.66	0.78	1.36	旧農林漁業金融公庫	0.6	0.7
	中小企業事業	4.25	3.29	2.48	2.20	旧中小企業金融公庫	4.19	4.62
	国際協力銀行	0.99	1.03	1.07	—	旧国際協力銀行 国際金融等勘定	1.31	1.19
沖縄振興開発金融公庫		1.29	1.10	1.03	0.79	沖縄振興開発金融公庫	(通期)	1.53
(株)国際協力銀行		—	—	—	1.47	旧日本政策投資銀行	0.07	—
						旧公営企業金融公庫	—	—

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注1) 延滞率＝(弁済期限を6か月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高/貸付残高×100)。

(注2) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

〔施策 7-1-2：政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保〕

検査については、政府関係金融機関等のうち4機関に対して、関係法令・規程等に基づき、政策目的に沿った適切な業務運営が行われているかを検証し、検査基本方針に則り、構築されたコンプライアンス管理体制が適切に機能しているかについて重点的に確認した結果、問題点の改善につながる指摘を行いました。

さらに、これらの検査結果を踏まえて、検査対象機関に対し検査指摘事項に対する改善報告を求め、その対応状況を確認するとともに、ヒアリングを実施するなど、指摘事項の改善を

早期に実施できるよう監督を行いました。

なお、政府関係金融機関への検査実績に係る参考指標は以下のとおりです。

○参考指標7-1-7：政府関係金融機関への検査実績件数（単位：件）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
件数	3	4	2	4	4